

岡山市男女共同参画社会の形成の  
促進に関する基本計画  
〈計画期間：令和4年度～8年度〉

# 第5次 さんかく プラン

「性別等にかかわらず、  
市民一人ひとりの個性が輝く  
「住みよいまち、住みたいまち」の  
実現をめざして」



## はじめに

少子高齢化による人口減少や人口構造の変化が進む中、性別等にかかわらず、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し、望む生き方ができる男女共同参画社会の実現は、豊かな市民生活や地域社会の持続可能な発展のために極めて重要です。

岡山市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」及び平成29年3月に策定した「第4次さんかくプラン」に基づき、市民の皆様との協働でさまざまな施策を進めてまいりました。重要課題であった保育の環境整備や、「隼より始めよ」の精神で取り組んできた市職員の女性登用は着実に進んでおり、女性活躍に繋がっています。



しかし、固定的な性別役割分担意識の解消や、配偶者等からの暴力根絶、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など未だ多くの課題が残っています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、女性が多くを占める非正規雇用労働者の失業やDVの増加・深刻化など、女性がより困難な状況にあることが顕在化し、男女共同参画社会の環境整備の重要性が改めて認識されました。

新たに策定した「第5次さんかくプラン」では、これまでの取組や課題を踏まえて女性も男性も働きやすい雇用環境の充実、男性のより一層の家事・育児への参画、性暴力・DVの根絶などを重要課題と考え、施策を推進していくこととしています。

男女共同参画社会を実現するためには、行政や教育機関はもとより、企業や自治組織、NPO、そして何よりも市民の皆様が、男女共同参画の重要性を理解し、互いに協働して取り組んでいくことが大切です。

皆様方には、今後とも、「性別等にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」を目指す岡山市の取組に、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、岡山市男女共同参画専門委員会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご提言・ご意見をいただきました皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

岡山市長 大森 雅夫





# 目次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	3
4 社会情勢等の変化.....	4
5 成果と課題.....	10
<b>第 2 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>11</b>
1 計画の基本理念 ～岡山市のめざす男女共同参画社会～.....	11
2 重点的な取組.....	12
3 計画の体系図.....	13
4 数値目標及び成果指標一覧.....	15
5 推進体制と進行管理.....	18
<b>第 3 章 計画の内容</b> .....	<b>19</b>
基本理念Ⅰ 性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会.....	19
基本目標 1 男女共同参画についての理解の促進.....	19
基本目標 2 固定的な性別役割分担意識の解消.....	27
基本理念Ⅱ 安心して暮らせる社会.....	32
基本目標 3 生涯を通じた健康支援.....	32
基本目標 4 困難を抱える女性への支援.....	38
基本目標 5 災害対応における男女共同参画の促進.....	43
基本目標 6 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援（DV対策基本計画）..	45
基本理念Ⅲ 能力を發揮し活躍できる社会（女性活躍推進計画）.....	53
基本目標 7 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	53
基本目標 8 働く場における女性活躍の推進.....	60
基本目標 9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大.....	66
<b>参考資料</b> .....	<b>70</b>
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例.....	71
男女共同参画社会基本法.....	78
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	82
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	91
男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き（年表）.....	99
策定経過.....	105
岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿.....	105



# 第1章

## 計画の策定にあたって

本市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(以下「さんかく条例」という)を、市民との協働により制定しました。

その後、社会情勢の変化に対応して、平成31年4月1日の条例改正では、①女性活躍及びワーク・ライフ・バランス\*<sup>1</sup>の推進②自治組織等における男女共同参画の推進③性の多様性の尊重等を盛り込んで、男女共同参画社会の形成に向けて取組を進めています。

しかし、本市が令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(以下「市民意識・実態調査」という)の結果においては、家庭・地域・社会における男女の固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っており、解決しなければならない課題が多くあります。

また、新型コロナウイルス感染拡大によって、女性の非正規雇用労働者の失業や収入減、外出自粛や休校による家事・育児の負担増など女性に厳しい社会の現状が浮き彫りにされました。

今後、ますます少子高齢化による人口減少や人口構造の変化が進む中、豊かな市民生活や持続可能な地域社会の発展のためには、性別等にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮し望む生き方ができる男女共同参画社会の形成に向けて取り組み、さまざまな価値観や多様性を尊重する意識の醸成や、多様な生き方・働き方を選択できる社会環境の整備が必要です。

これらの課題を踏まえ、岡山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組む指針として、「第5次さんかくプラン」を策定しました。

\*1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和): 仕事を持つ人が、やりがいを持って働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

# 1 計画の目的

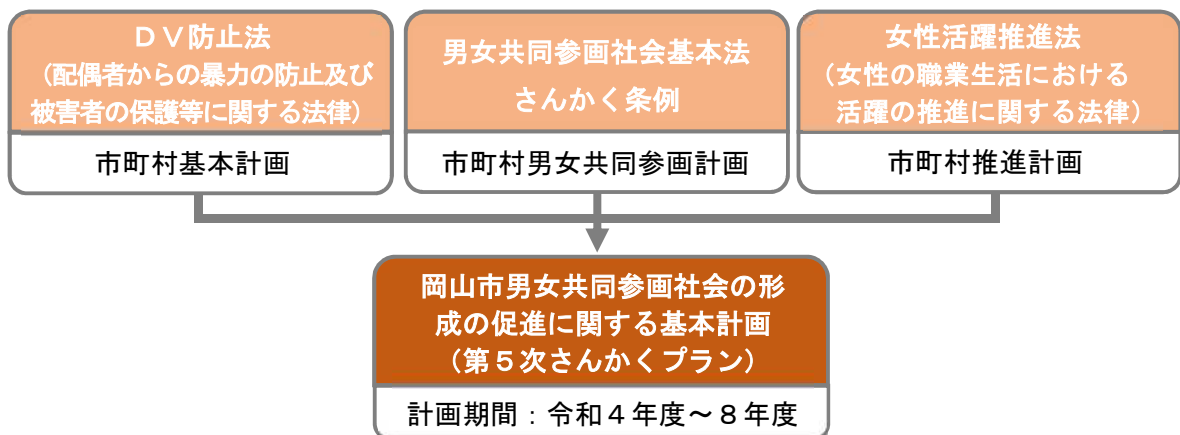
本計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、「さんかく条例」に規定する7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

基本理念 (さんかく条例第3条抜粋)	(1) 全ての人々が性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んぜられ、自分らしく輝くことができること。
	(2) 性別による固定的な役割分担意識が解消され、全ての人々が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。
	(3) 家族を構成する全ての人々が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。
	(4) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に性別等にかかわらず、全ての人々が共同して参画する機会が確保されること。
	(5) 全ての人々が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。
	(6) 国際社会における取組と協調し、及び連携して行われること。
	(7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われること。



## 2 計画の位置付け

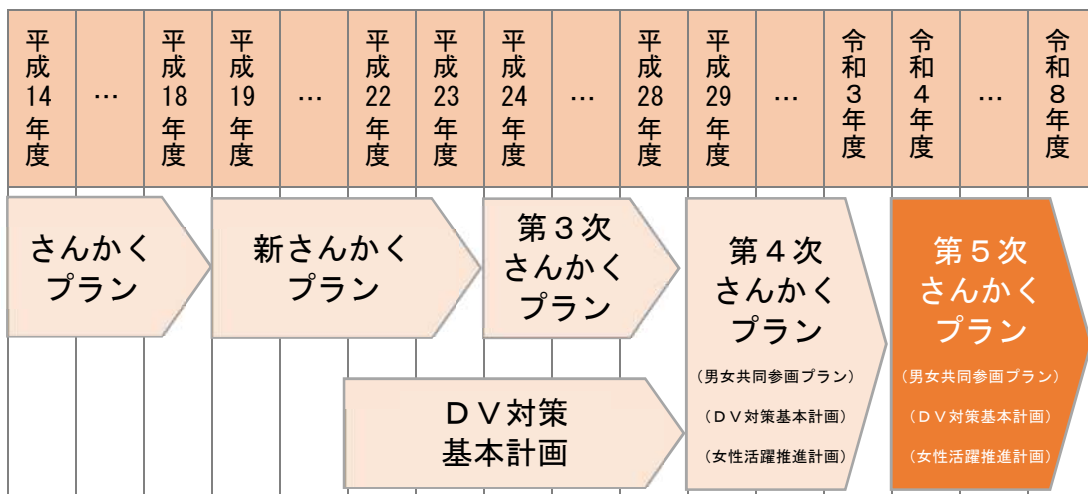
- 「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項及び「さんかく条例」第 9 条に規定する基本計画として位置付けます。
- 本計画のうち「基本目標 6」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当します。
- 本計画のうち「基本目標 7～9」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当します。
- 上位計画である「岡山市第六次総合計画」との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点を生かします。



## 3 計画期間

本計画の期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年とします。

なお、社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況の反映など、必要に応じて計画の見直しを行います。



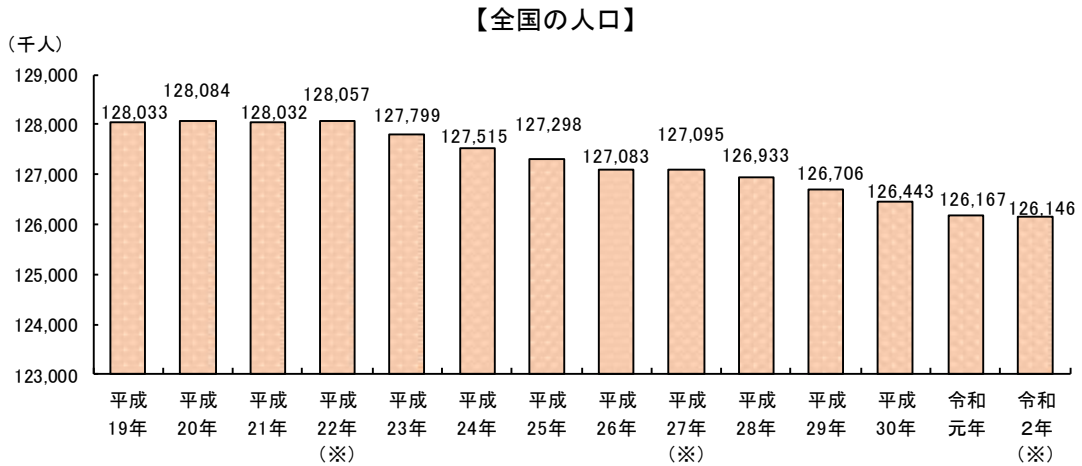


## 4 社会情勢等の変化

### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

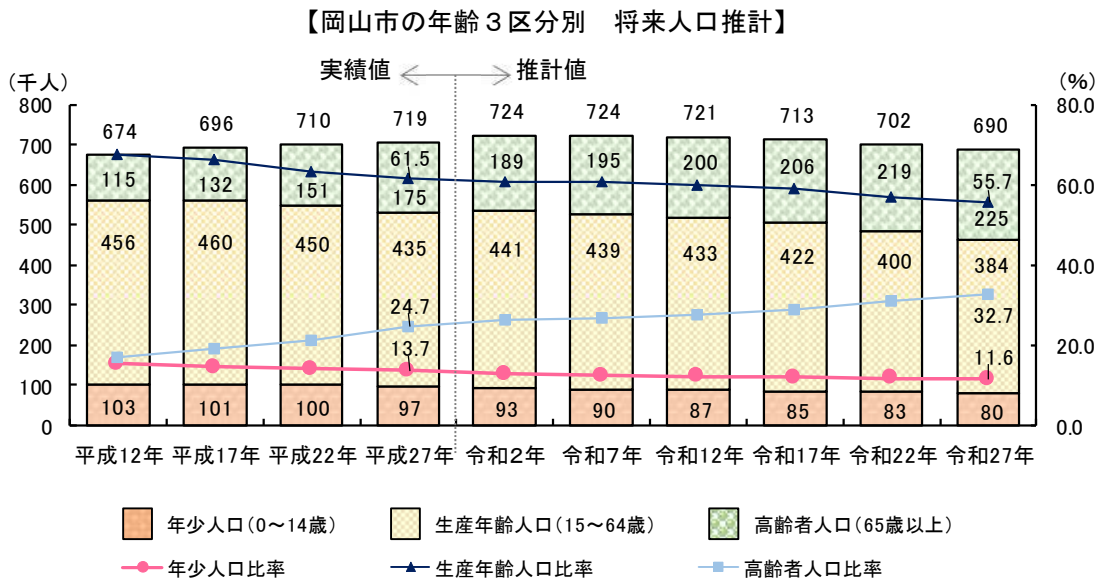
#### ① 全国の人口の推移

全国の人口は、平成23年以降減少傾向にあり、令和2年には126,146千人となっています。



#### ② 岡山市の年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加し、高齢化率は令和27年で、32.7%となる見込みとなっています。



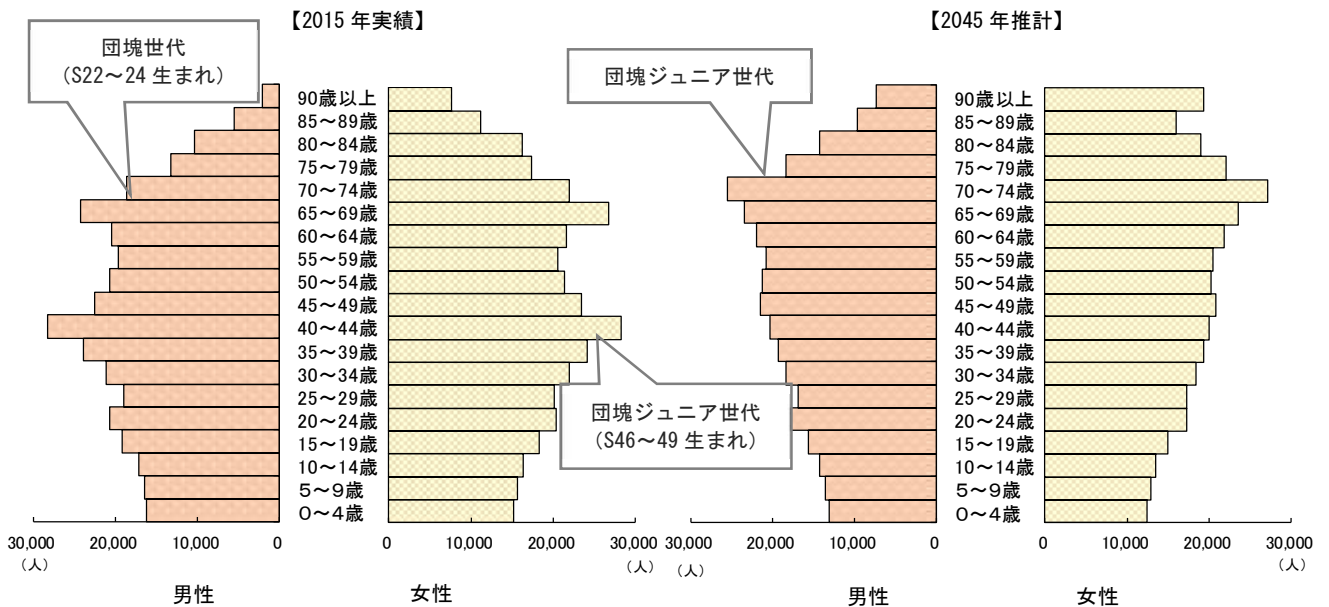
注）年齢3区分別の実績値には年齢不詳を含まないため、総数と年齢3区分別の値の合計は一致しない。

### ③ 岡山市の年齢別人口の現状と変化

2015（平成27）年と2045（令和27）年の岡山市の人口構成の予測を比較した場合、2015（平成27）年では40～44歳のいわゆる団塊ジュニア（第2次ベビーブーム）と呼ばれる年齢層での人口が男女とも最も多く、次いで65～69歳のいわゆる団塊の世代（第1次ベビーブーム）と呼ばれる年齢層が多い、「ひょうたん型」となっています。

一方、2045（令和27）年では、人口のピークとなる年齢層が高齢側にシフトする「逆ピラミッド型」に移行する見込みとなっています。

【岡山市の年齢別人口（人口ピラミッド）】

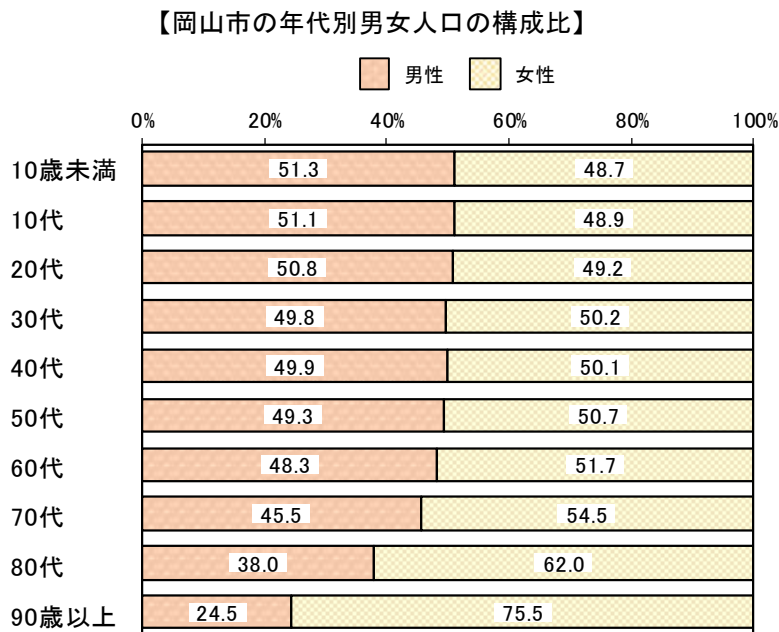


資料：国勢調査

資料：岡山市推計結果（推計値）

④ 岡山市の年代別男女人口の構成比

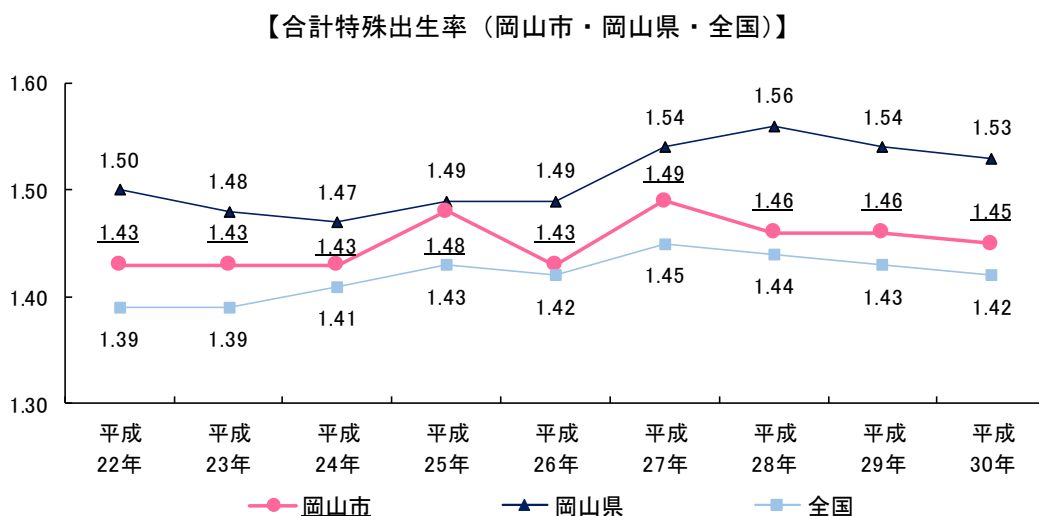
本市の年代別男女人口の構成比をみると、年齢が高くなるにつれ、女性の割合が増え、80代以上では女性の割合が60%を超えています。



資料：岡山市 住民基本台帳（令和3年4月1日現在）

⑤ 合計特殊出生率の推移（岡山市・岡山県・全国）

本市の合計特殊出生率<sup>\*1</sup>は、平成22年以降増減を繰り返し、平成30年では1.45となっています。全国より数値は高いものの、岡山県と比較すると低い数値となっています。



資料：岡山県衛生統計年報

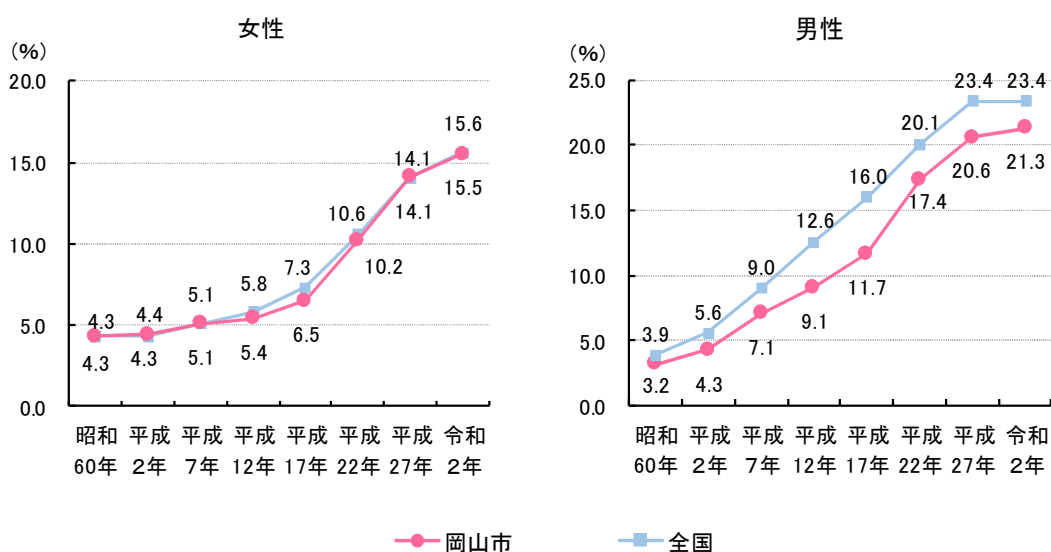
\*1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

## (2) 婚姻の状況

### ① 50歳時未婚率の推移（岡山市・全国）

本市の50歳時未婚率は、女性は全国と同水準であるが、男性は全国より低く、また全国同様、近年急激に上昇しています。女性は昭和60年の4.3%から令和2年には15.5%に、男性は3.2%から21.3%に上昇しており、上昇傾向は男性において顕著です。

【50歳時未婚率（岡山市・全国）】

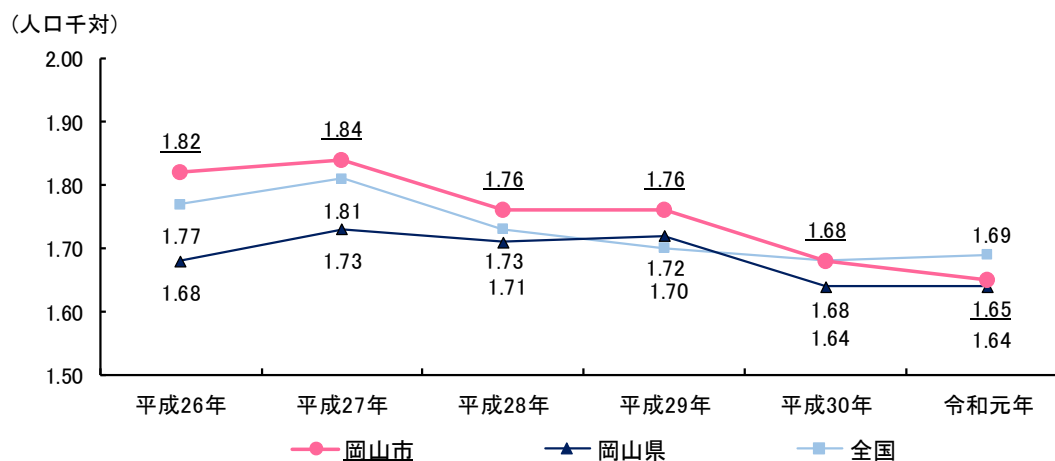


資料：国勢調査

### ② 離婚率の推移（岡山市・岡山県・全国）

本市の離婚率の推移をみると、平成28年以降減少しており、令和元年では全国より低く、1.65となっています。

【離婚率（岡山市・岡山県・全国）】

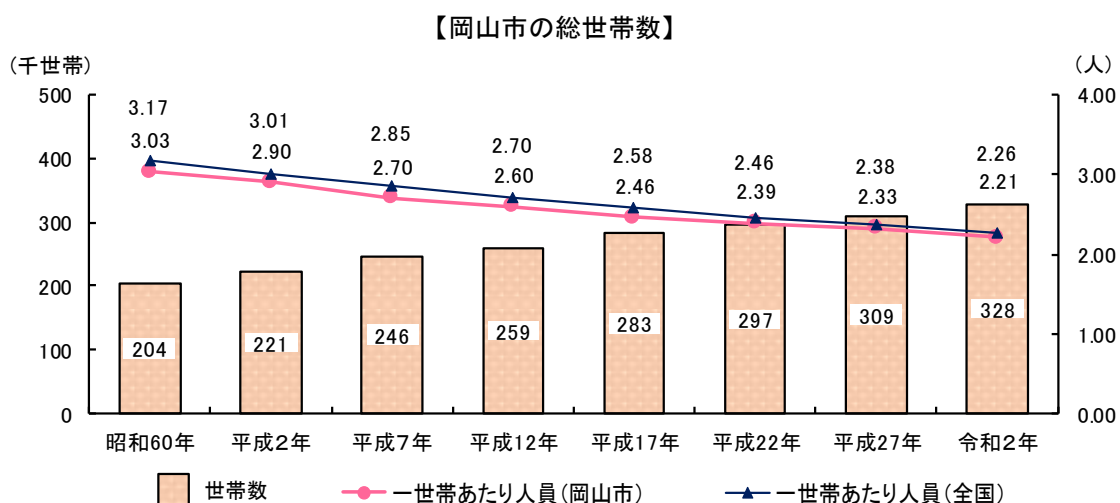


資料：人口動態調査

### (3) 家族形態の多様化

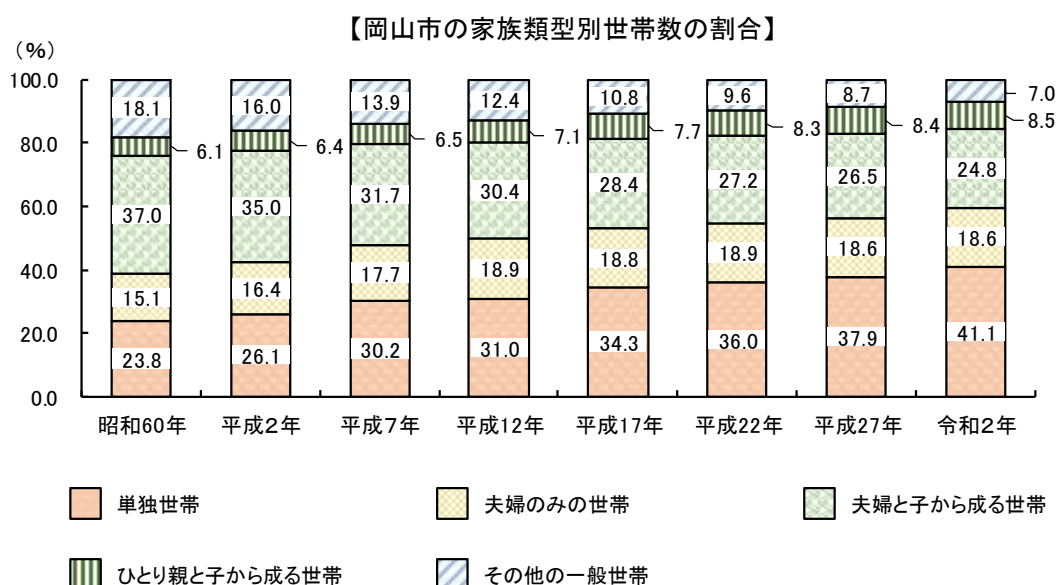
#### ① 岡山市の総世帯数の推移

本市の世帯数は、年々増加し、令和2年では、およそ328千世帯となっています。一方、一世帯あたり人員は、全国ともに年々減少しており、本市では令和2年で2.21人となっています。



#### ② 岡山市の家族類型別世帯数の割合の推移

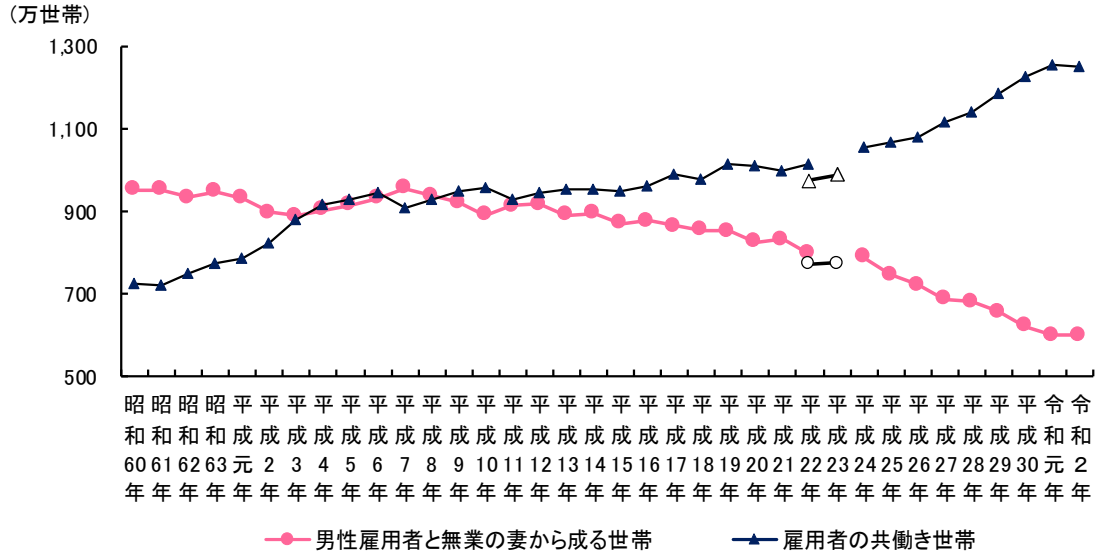
家族類型別世帯数の割合の推移をみると、「単独世帯」と「ひとり親と子から成る世帯」が年々上昇しています。一方で、「夫婦と子から成る世帯」の割合は低下しており、令和2年で24.8%となっています。



### ③ 全国の共働き等世帯数の推移

全国の共働き世帯は年々上昇し、平成9年以降は「雇用者の共働き世帯」が、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯数」を上回っています。

【全国の共働き等世帯数】

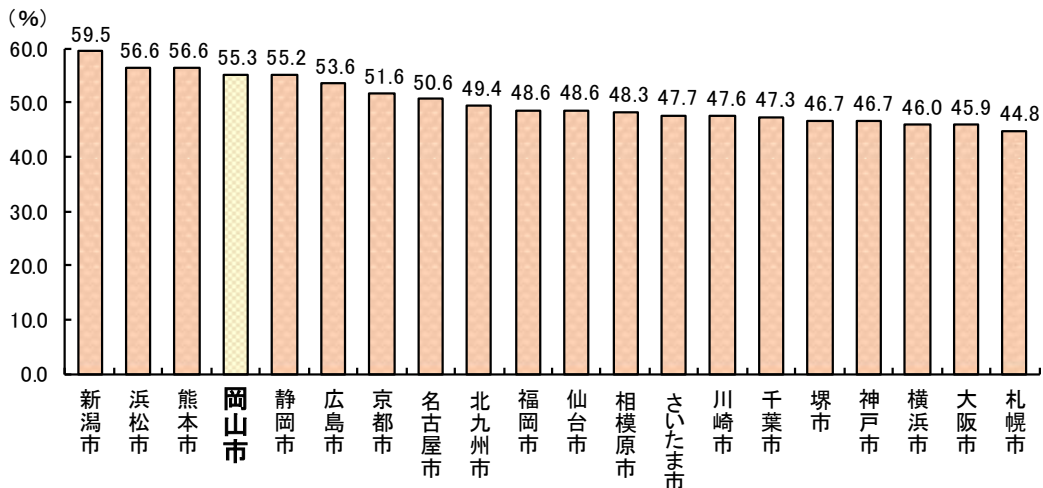


資料：昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」、平成14年以降は、総務省「労働力調査」平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

### ④ 政令指定都市別子どもがいる夫婦の共働き率

政令指定都市別子どもがいる夫婦の共働き率をみると、本市は4番目に高い55.3%となっています。

【政令指定都市別子どもがいる夫婦の共働き率】



資料：国勢調査（平成27年）

## 5 成果と課題

「第4次さんかくプラン」の基本目標ごとに、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を整理すると、次のとおりとなります。

### 基本目標

#### I

#### 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる明るいまちの実現

- DV相談については、市内の公的相談機関の認知度が低く、市の男女共同参画相談支援センターの効果的な周知が必要です。
- SNS等に起因する性犯罪・性暴力の被害が増加し、若年層への性被害防止対策の必要性が高まっており、小学生など早い時期から発達段階に応じた啓発が必要です。
- 「LGBT」という言葉を知っている人の割合が5割を超え、言葉の認知は進んでいます。本市では令和2年7月から「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、支援の充実を図っていますが、今後も職場や学校、地域社会などあらゆる場で性的指向や性自認の多様性に対する正しい理解を促進していくことが必要です。

### 基本目標

#### II

#### 性別にかかわらず、多様な意見が生かされ互いの生き方を認め合えるまちの実現

- 「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」等の固定的な性別役割分担意識については改善しつつありますが、依然として根強く残っています。また、家庭生活においては全体的に女性が担当している割合が多く、男性の家事・育児・介護・地域活動等への参画の促進など、幅広い年齢層に一層の意識啓発の取組が必要です。
- 災害時の性被害防止や避難所で女性が安心して過ごせるように、平常時の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れることが必要です。

### 基本目標

#### III

#### 性別にかかわらず、誰もが能力を発揮し活躍できる活力あるまちの実現

- 市内企業の課長相当職以上の女性割合は、増えてはいるものの1割程度と低い数字となっています。企業での女性活躍を推進していくためには、特に経営者層に対して女性の視点が競争力強化につながることを、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスを推進すること、女性の人材育成・登用を図ることなどを重点的に啓発していくことが必要です。
- コロナ禍で、非正規雇用労働者の約7割を占める女性の不安定な立場が浮き彫りになりました。不本意な非正規雇用によって、貧困や不安な状況など困難を抱える女性に対して支援が必要です。同時にコロナ禍での在宅勤務増や働き方改革により、企業等の取組が進み働き方が多様になってきており、今後もテレワークやフレックスタイム等の多様な働き方を可能とする環境づくりの促進が望まれます。

## 第2章

# 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念 ～岡山市のめざす男女共同参画社会～

さんかく条例がめざす「性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」の実現に向けて、家庭や職場、地域社会などあらゆる場で「性別等にかかわらず人権や個人の生き方が尊重される社会」、あらゆる暴力が根絶され、健康で「安心して暮らせる社会」、そして全ての人々が希望する働き方ができ、仕事と家庭生活等とを両立し「能力を發揮し活躍できる社会」の3つの理念のもと、「第5次さんかくプラン」に基づいて施策を推進します。

推進にあたっては、市、市民、事業者、自治組織など、多様な主体が目標を共有し、対等なパートナーとして力を合わせて協働して取り組むことが重要です。

さらに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映するとともに、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を含む、持続可能な開発目標「SDGs」を意識して連携・協調しながら推進していくこととします。





## 2 重点的な取組

男女共同参画社会の形成がいまだに十分でない要因として、その根底に固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）があることから、幼少期から性別等に基づく固定概念を生じさせないよう、身近なこととして無意識の偏見を認識する学習や啓発などに、今後も粘り強く取り組んでいくことが重要です。

非正規雇用は多様な就業のニーズに応えるという意義もある一方で、非正規雇用労働者に占める女性の割合の高さが、女性の貧困や男女の待遇面や賃金格差の一因にもなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性の貧困など、生活上困難な状況等に対して就業・生活面などの環境整備や支援が急務です。

また、DVや性暴力、セクハラなど女性に対する暴力の背景にも社会におかれた男女の状況の違いや偏見があることから、暴力の根絶に向けても意識改革や男女間の格差の是正が欠かせません。

災害等の非常時には、平時にも増して家事・育児・介護等が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力等の増加が危惧されることから、平時から固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに災害への備えや災害時の対応の取組にも男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

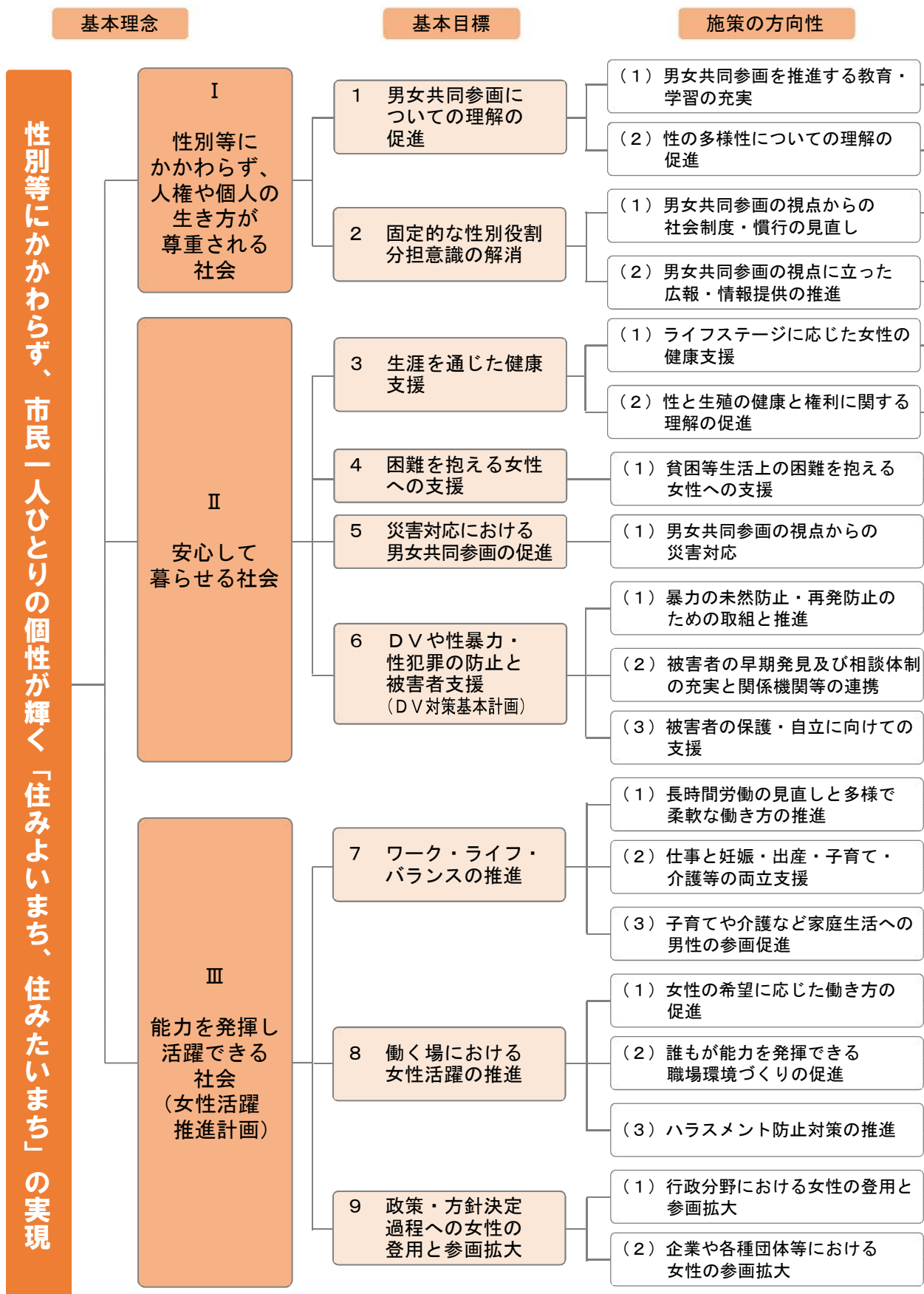
また、現在地域の防災活動の中心の多くは男性が担っていることから、女性の視点を生かせるように自主防災組織等の方針決定の場へ女性の参画を拡大することが重要です。

女性活躍推進については、企業等をはじめ社会全体に方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要であり、今後もワーク・ライフ・バランスの推進等とともに継続的に効果的な取組や働きかけを行っていくことが重要です。

岡山市ではさんかくプランの策定にあたり、市民の様々な意見を聴くため、公募による市民のワークショップを実施しました。幅広い年代のいろいろな立場の市民に参加していただき、多様な視点からのご意見を「第5次さんかくプラン」に反映しています。

また、重点的な取組についてもワークショップの参加者に特に重要と思われる取組を選んでいただいた結果を参考にしています。

### 3 計画の体系図



## 具体的施策等

①幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進 ②市職員の男女共同参画についての理解の促進  
③地域や家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供 ④男女共同参画を推進する人材の育成  
⑤情報教育の推進 ⑥世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

①市民への性の多様性についての啓発 ②市職員の性の多様性についての理解の促進  
③岡山市パートナーシップ宣誓制度の実施

①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発  
②子どもの頃からの様々な分野への興味への拡大

①男女共同参画の視点に立った市の広報活動  
②多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

①妊娠・出産等に関する相談・支援体制の充実 ②健康づくりのための知識の普及啓発  
③健康診査（健診）、乳がん、子宮頸がん検診受診の推進 ④こころの健康づくりの推進

①性に関する学習機会の充実・啓発 ②学校における性に関する指導の充実

①女性や子どもの貧困対策の推進 ②非正規雇用労働者等への支援  
③ひとり親家庭（母子家庭）への支援 ④様々な困難や不安を抱える人への支援

①地域防災における女性の参画拡大 ②女性の視点を取り入れた防災の啓発  
③避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援

①市民へのDV、性暴力・性犯罪防止の啓発 ②小中高生等への啓発  
③地域における防犯活動の推進

①被害者を早期に発見するための環境づくり ②男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実  
③関係機関や団体との連携・協力体制の強化

①被害者の保護のための支援 ②被害者の自立に向けた支援  
③DVが起きている家庭等の子どもへの支援 ④住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

①企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発 ②企業等における働き方改革の促進  
③市職員の働き方改革

①保育等サービスの充実 ②放課後児童対策の充実  
③子育てに関する相談支援体制の充実 ④介護に関する相談支援体制の充実

①男性の家事や子育て、介護への参画の支援・促進

①キャリア形成への支援 ②再就職への支援  
③創業への支援

①企業等における女性活躍促進に向けた啓発 ②企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信  
③企業や関係機関、団体等の連携の強化 ④女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

①企業等のハラスメントの防止に向けた取組の促進 ②市民へのハラスメントの防止啓発

①審議会等における積極的改善措置 ②女性の市職員の管理職への登用

①企業等における女性の管理職等への登用の促進 ②農林水産業における女性の参画促進  
③自治組織、PTA等地域活動における女性の参画促進

## 4 数値目標及び成果指標一覧

「第5次さんかくプラン」では、数値目標と成果指標を設定しています。数値目標は行政が事業を行ううえで目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。成果指標は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに全てが向上することをめざしています。

### 数値目標一覧 (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

基本目標	数値目標	目標値	
		現状値	目標値
1 男女共同参画についての理解の促進	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	100% (R2)	毎年 100%
	保育所・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合	100% (R2)	毎年 100%
	「さんかくカレッジ」の受講者数	383人 (R2)	毎年 400人
	市民への性の多様性についての啓発事業の参加者数	222人 (R2)	毎年 250人
	市職員への性の多様性の理解のための研修の受講者数	265人 (R2)	毎年 320人
2 固定的な性別役割分担意識の解消	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	67.3% (R1)	79.0% (R7)
	「さんかくウイーク」への参加者数	929人 (R2)	毎年 2,000人
3 生涯を通じた健康支援	市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	78回 (R2)	毎年 80回
4 困難を抱える女性への支援	女性のための生活や就労を考える講座の参加者数	-	毎年 50人
5 災害対応における男女共同参画の促進	女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布数	-	50,000冊 (R8.4.1)
6 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援	市の実施するDV・デートDV・性暴力・性犯罪防止啓発事業の参加者数	224人 (R2)	毎年 500人
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	保育所等の待機児童数	31人 (R3.4.1)	0人 (R8.4.1)
	放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合	78.8% (R3.4.1)	100% (R8.4.1)
	市職員のうち男性職員の育児休業取得率	一般職員： 27.1% (R2)	50.0% (R7)
		学校教職員： 6.6% (R2)	
仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業の割合	52.1% (R3)	70.6% (R7)	

基本目標	数値目標	目標値	
		現状値	目標値
8 働く場における女性活躍の推進	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	31件 (R3.4.1)	70件 (R8.4.1)
	市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	66.7% (R2)	毎年 80.0%
	市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座などの受講者数	330人 (R2)	毎年 500人
9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大	市内企業における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	10.9% (R3)	15.0% (R7)
	市職員のうち課長級(校長級)以上に占める女性職員の割合	一般職員： 13.8%* (R2.4.1)	20.0%* (R8.4.1)
		学校教職員： 18.0%* (R2.4.1 校長級)	

※【岡山市特定事業主行動計画(R3.4.1)】より

### 成果指標一覧 (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安。全てが向上することをめざす。)

基本目標	成果指標	定義	現状値
1 男女共同参画についての理解の促進	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	小：87.0% 中：84.5% (R3)
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	26.8% (R2)
	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	28.1% (R2)
	「SOGI」という言葉の認知度	「SOGI」という言葉の意味を知っている人の割合	-
	「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を知っている人の割合	43.0% (R2)
	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合	8.8% (R2)
2 固定的な性別役割分担意識の解消	固定的な性別役割分担意識の解消度	「男女どちらが働いても、家事・育児等をしてよい」という考え方に肯定的な人の割合	85.0% (R2)
3 生涯を通じた健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	68.0% (R3)
	乳がん・子宮頸がん検診の受診率	過去1年間に乳がん・子宮頸がん検診を受診した人の割合	乳がん：15.7% 子宮頸がん：10.9% (R2)

基本目標	成果指標	定義	現状値
4 困難を抱える女性への支援	男女の賃金格差（岡山県）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による男女間の賃金格差（所定内給与額）	75.2% (R2)
5 災害対応における男女共同参画の促進	女性消防団員数	女性消防団員の人数	118人 (R3.4.1)
	女性の防災士の割合	町内会を通じて防災士資格を取得した人のうち女性の割合	9.1% (R3)
6 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援	「岡山市男女共同参画相談支援センター」の認知度	「岡山市男女共同参画相談支援センター」を知っている人の割合	24.0% (R2)
	配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	配偶者・パートナーや恋人など親密な関係の人から身体的・精神的等の暴力を受けたことがある人の割合	身体：13.1% 精神：36.8% 経済：12.0% 社会：9.4% 性的：10.5% (R2)
	性犯罪の認知件数	強制わいせつ、強姦性交等の認知件数	29件 (R2)
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	家庭での担当について、「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	32.3% (R2)
	介護経験のある男性の割合	現在または過去において、主として男性が介護している（した）割合	28.7% (R2)
	企業の男性の育児休業取得率	企業の男性の育児休業取得率	14.2% (R3)
8 働く場における女性活躍の推進	女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	女性管理職の登用やキャリア形成など女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	15.7% (R3)
	職場におけるハラスメントへの対応度	職場でのハラスメント対策として、ハラスメントが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある企業の割合	相談体制： 74.7% 対応マニュアル： 21.8% (R3)
9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	6.9% (R3)
	P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長に占める女性の割合	26.2% (R3)

## 5 推進体制と進行管理

### (1) 計画の推進体制

#### ① 女性が輝くまちづくり推進本部

市長を本部長として、局長級の職員またはその職員が指名する職員で構成しています。幹部職員に限定すると、現状では男性に偏ってしまうため、部下である女性職員の中からふさわしい者を指名する制度を導入することにより、男女一方の性に偏ることなく多様な視点を反映させるよう工夫します。

関係部局相互の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整、実施します。

#### ② 男女共同参画専門委員会

さんかくプランに関することや苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会委員は男女いずれの性も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。

委員の定数は10人以内で、学識経験者等のほか、市民の公募による委員の枠を設けており、市民の意見を岡山市の男女共同参画の施策に反映させます。

#### ③ 男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）運営委員会

さんかく岡山の運営及び事業に関する調査審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者等のほか、さんかく岡山の利用者の中から委員を委嘱し、さんかく岡山の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

#### 岡山市男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）

男女共同参画社会の形成を促進する拠点施設として、男女共同参画に関する「講座・講演会」「人材育成」「活動団体との連携及び活動支援」「情報の収集と提供」「調査・研究」「活動のための施設の提供」など様々な事業を実施します。

### (2) 計画の進行管理と進捗状況の公表

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女共同参画専門委員会に報告し、意見及び評価を受けてさんかくプランの進行管理を行います。

また、実施状況及びその評価をまとめ、市民に公表します。

## 基本理念 I 性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会

### 基本目標 1 男女共同参画についての理解の促進

市民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つためには、幼少期から人権尊重を基盤にした男女共同参画について理解を深めることが重要です。

市民意識・実態調査によると、「職場」や「町内会・自治会・PTA等地域の場」で男性の方が優遇されていると思う人の割合は減ってきてはいるものの、新しく調査した「社会通念・慣習・しきたりなど」では男性の方が優遇されていると思う人の割合は79.1%と、「政治の場」と並んで高い割合になっています。

家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、市民の幅広い年齢層に、性別やライフステージ、発達段階に応じた男女共同参画についての学習機会を充実し、身近でわかりやすく男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

また、世界の動きに目を向け国際的な取組を理解することは男女共同参画を推進するうえでも重要であるため、世界各国の男女格差を図るジェンダーギャップ指数<sup>\*1</sup>の状況や国際的な女性の地位向上に関する動きなどについて情報収集・提供を行い、学習機会の充実を図ります。

さらに、多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるように、性的指向<sup>\*2</sup>や性自認<sup>\*3</sup>に関する正しい知識や理解を深めるための啓発や、岡山市パートナーシップ宣誓制度について周知を図るなど、支援の輪が広がるよう民間支援団体等と連携した取組を推進します。

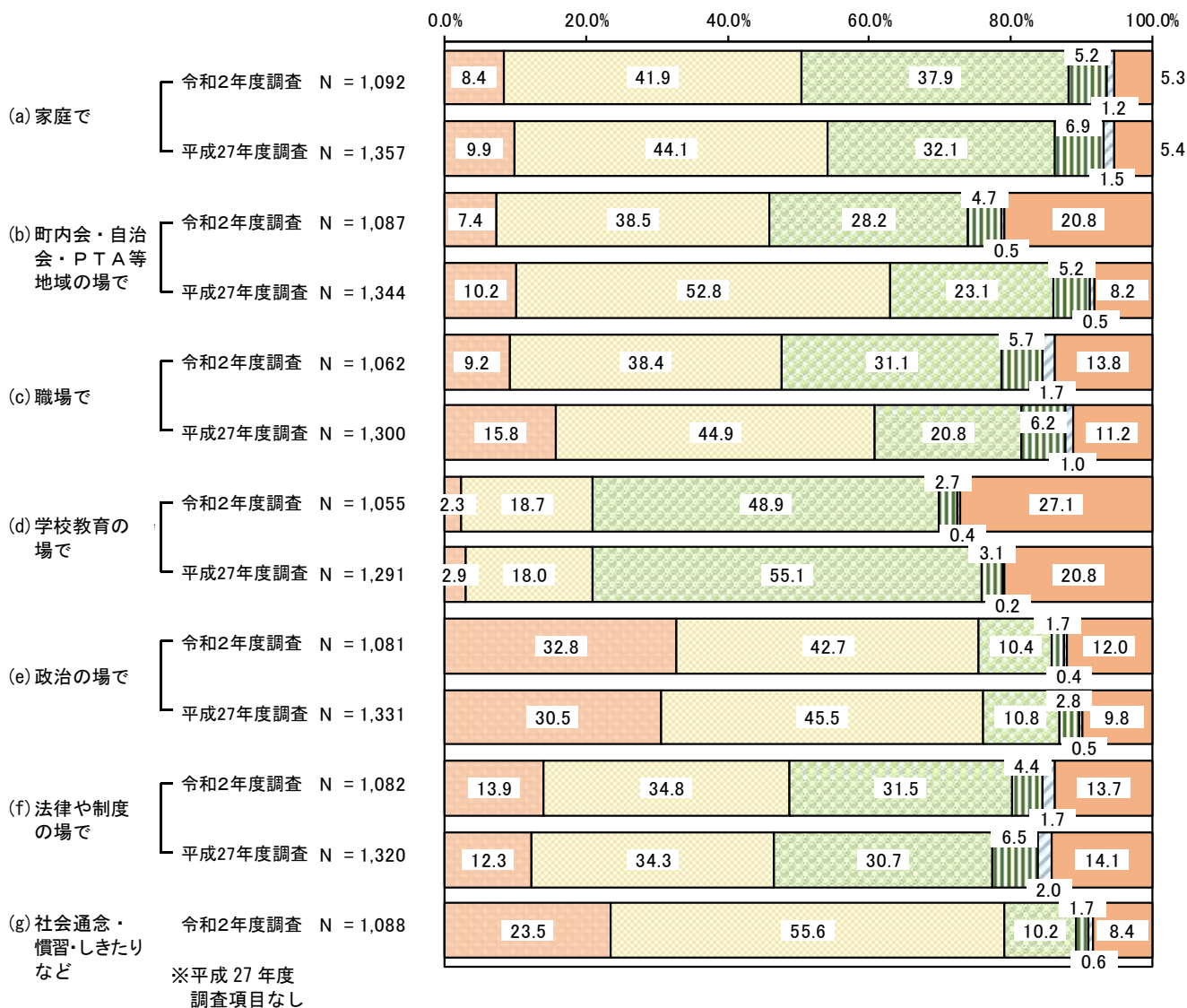
\*1 ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム（世界的な企業等で組織する国際的な非営利団体）が、経済・教育・健康・政治の4つの分野について各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。「ジェンダーギャップ指数2021」では、日本は156か国中120位。分野別の順位は、経済117位、教育92位、健康65位、政治147位となっており、日本は特に、経済と政治の分野で男女格差があるという結果となっている。

\*2 性的指向：どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。

\*3 性自認：自己の性別についての認識をいう。



【男女の地位の平等について】

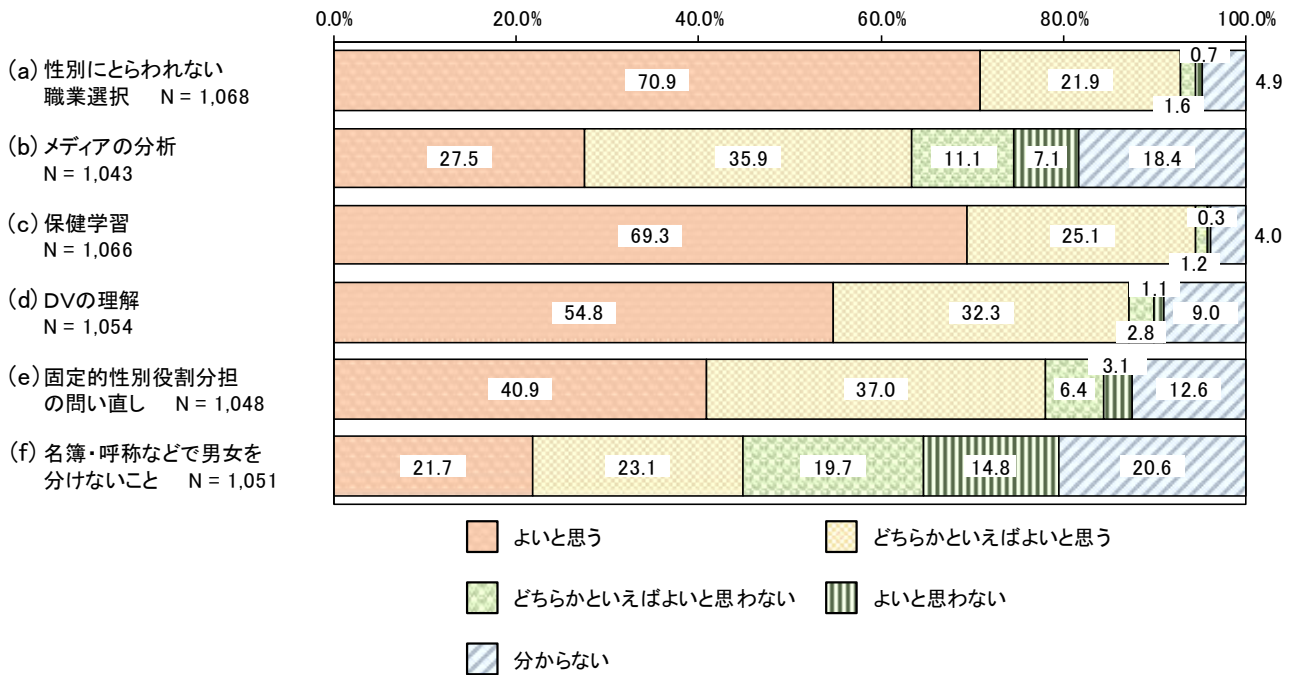


資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）



### 【学校教育について】

(市内小中学校における男女平等教育推進の取組についての市民の意識)

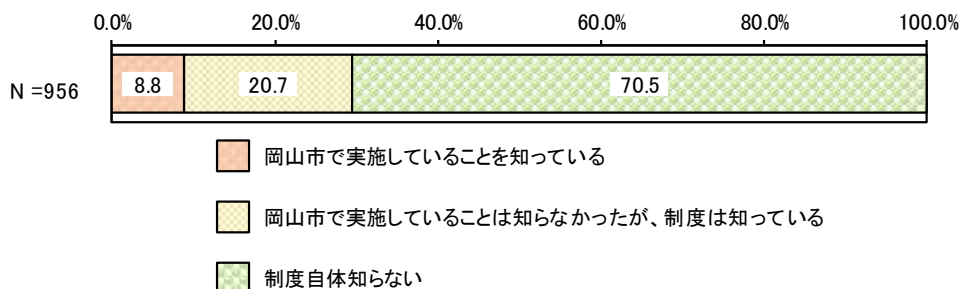


資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

#### (注) 設問項目の内容

- (a) 性別にとらわれない職業選択  
性別にかかわらず、自分の適性や興味・関心を踏まえた職業選択をすることの大切さを理解できるよう授業を行う。
- (b) メディアの分析  
メディア（テレビ・新聞など）に登場する男女の描かれ方を調べ、「男女の表現」のし方、され方への問題意識を高めることができるような授業を行う。
- (c) 保健学習  
性情報への対処や性感染症などについて学習することを通じて、自分を大事にし、相手も大事にしながら生きていこうとする気持ちをもつことができるようにする。
- (d) DVの理解  
DVの実態を知り、被害者や加害者の気持ちを考えることでDVの本質を理解できるよう授業を行う。
- (e) 固定的性別役割分担の問い直し  
学校生活や家庭生活において、性別による固定的な役割分担が行われていないかを考えることができるような授業を行う。
- (f) 名簿・呼称などで男女を分けないこと  
男女別名簿・呼称（さん・君など）などで、男女を分けないようにする。

### 【岡山市パートナーシップ宣誓制度の認知度】



資料：岡山市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	100% (R2)	毎年 100%
保育所・幼稚園・認定こども園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合	100% (R2)	毎年 100%
「さんかくカレッジ」の受講者数	383人 (R2)	毎年 400人
市民への性の多様性についての啓発事業の参加者数	222人 (R2)	毎年 250人
市職員への性の多様性の理解のための研修の受講者数	265人 (R2)	毎年 320人

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	小：87.0% 中：84.5% (R3)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	26.8% (R2)
「ジェンダー」*1という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	28.1% (R2)
「SOG I」*2という言葉の認知度	「SOG I」という言葉の意味を知っている人の割合	-
「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を知っている人の割合	43.0% (R2)
「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の認知度	「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合	8.8% (R2)

\*1 ジェンダー：生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」、「男性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。国連などの国際会議でも使われ、世界的に広く認められている言葉である。

\*2 SOG I：Sexual Orientation（性的指向） and Gender Identity（性自認）の略語で、すべての人を含めて考えることができる概念。「LGBT」の表現に当てはまらないと感じる人々に配慮した表現として、セクシャル・マイノリティと同じ意味で使用される場合もある。

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

#### 具体的施策① 幼児期からの男女共同参画の視点を入れた学習の推進

保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象とした男女共同参画の視点を入れたリーフレットの活用や、小中学校における「男女平等教育指導の手引」\*<sup>1</sup>の活用など、子どもの発達段階に応じて、男女共同参画の視点を入れた学習を進めます。

主な事業	担当課
男女共同参画の視点を入れた保育所・幼稚園・認定こども園の教職員用リーフレットの活用	保育・幼児教育課、 幼保運営課
男女平等を推進する教育・学習の実施	指導課
男女平等意識・男女平等教育に関する調査の実施	指導課
男女共同参画をテーマに含む視聴覚教材の購入・貸出	指導課

#### 具体的施策② 市職員の男女共同参画についての理解の促進

市職員を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場や市の施策に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとした学校教職員研修の実施	教育研究研修センター
男女共同参画をテーマとした校内外人権教育研修の実施	指導課、幼保運営課
市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	女性が輝くまちづくり 推進課、人事課



\*1 男女平等教育指導の手引：人権尊重を基盤とした男女平等教育を児童生徒の心身の発達段階に応じて総合的に実施するために作成した手引き。男女にかかわらず自他の生命を尊重することを考えたり、各人の個性や適性に応じた進路選択について考えるなどの授業の実践例を掲載している。

**具体的施策③ 地域や家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供**

さんかく岡山や公民館等で男女共同参画をテーマとする講座を行うことなどにより、男女共同参画社会について周知するとともに、理解を深める場を市民に提供します。

主な事業	担当課
男女共同参画をテーマとしたさんかく岡山主催講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした市民協働による共催講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
男女共同参画をテーマに含む人権講座への講師の派遣	指導課
男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	女性が輝くまちづくり推進課

**具体的施策④ 男女共同参画を推進する人材の育成**

男女共同参画大学「さんかくカレッジ」等を通じて男女共同参画の視点を持った人材を養成し、学習内容を情報発信します。また、講師として活躍できる人材の情報を提供します。

主な事業	担当課
男女共同参画大学「さんかくカレッジ」の開講	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する講師についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課

**具体的施策⑤ 情報教育の推進**

社会教育や学校教育を通じて、多くの人が情報を主体的に収集、判断等ができる能力の育成に努めます。また、児童・生徒の情報モラルを高める授業実践に向けて、教員の指導力の向上を図ります。

主な事業	担当課
メディア・リテラシー* <sup>1</sup> 講座の開催	公民館、女性が輝くまちづくり推進課
情報活用能力を育成する情報教育研修の実施	教育研究研修センター
人権研修での情報教育の実施	人権推進課、指導課

\*1 メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 具体的施策⑥ 世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

国際社会における男女共同参画の取組や世界の女性を取り巻く環境について情報提供を行います。また、本市の実施する男女共同参画社会を推進する様々な事業に、外国人市民の参加を促進します。

「持続可能な開発のための教育（E S D）\* 1」を市民等と協働して推進するとともに、本市における取組について情報提供します。

主な事業	担当課
国際社会における男女共同参画の現状・取組についての情報提供や講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
男女共同参画社会を推進する事業への外国人市民の参加促進	女性が輝くまちづくり推進課
「持続可能な開発のための教育（E S D）」の推進	SDGs・E S D推進課
「持続可能な開発のための教育（E S D）」における取組についての情報提供	SDGs・E S D推進課

## （２）性の多様性についての理解の促進

### 具体的施策① 市民への性の多様性についての啓発

学校や家庭、地域などあらゆる場において多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。また、民間のLGBT支援団体と協働して日常生活において生きづらさを抱えるLGBT当事者を支援するとともに、アライ（支援者）の育成に努めます。

主な事業	担当課
性の多様性についての講座や研修の実施	人権推進課、公民館、女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施	人権推進課
啓発事業の実施	人権推進課
リーフレットやインターネットを活用した情報発信	人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課

\* 1 E S D : Education for Sustainable Development の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことをめざす学習や活動。

## 具体的施策② 市職員の性の多様性についての理解の促進

市職員を対象に性の多様性を主なテーマとした研修を行い、性の多様性の理解が促進されるよう努めます。

主な事業	担当課
市の一般職員の理解促進に向けた研修の実施及び啓発資料の活用	人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課
アライの育成研修の実施	人権推進課
学校教職員を対象とした性の多様性についての研修の実施	教育研究研修センター

## 具体的施策③ 岡山市パートナーシップ宣誓制度<sup>\*1</sup>の実施

パートナーシップ宣誓制度を実施し、他自治体との相互利用を拡げることにより、性的マイノリティの人々の負担軽減を図るなど、多様性が尊重される社会への理解を促進します。

主な事業	担当課
パートナーシップ宣誓制度の実施	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度における行政サービスの充実	人権推進課
パートナーシップ宣誓制度についての情報提供	人権推進課

### ～「LGBT」について～

「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致していない人）の頭文字をとった総称です。なお、「性的マイノリティ」とほぼ同じく、この4つにあてはまらない広い意味でも用いられています。

人の性のあり方は「からだの性（生物学的性）」「こころの性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「性役割（女らしさ、男らしさ）」など様々な要素で構成されます。これらの要素は「女」「男」に二分できないグラデーションになっていて一人ひとり異なります（性の多様性）。

こうした性のあり方は人格の重要な要素で、無理に変えることはできませんし、変える必要はありません。「からだの性とこころの性は同じ」「異性を好きになる」などの前提に当てはまらない人は、人生の様々な場面で悩みを抱えることがあります。

岡山市では、LGBTに限定した相談窓口ではありませんが、「性自認」や「性的指向」に関わる問題でお悩みの場合は、以下の機関で相談をお受けしています。

- \* 男女共同参画相談支援センター
- \* こころの健康センター
- \* こども総合相談所
- \* 教育相談室

\*1 岡山市パートナーシップ宣誓制度：お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップの宣誓を行い、岡山市が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証明書」を交付する制度（成人に達していること、市内に住所を有していること、双方に配偶者がいないことなど他にも要件あり）。法的な効力はありませんが、二人の想いを尊重し自分らしく生き生きと暮らせることを岡山市として応援するものです。

（参考）ファミリーシップ制度

多様な家族のかたちを認め、支援することを目的としたファミリーシップ制度は、令和4年1月1日現在、全国で15自治体が実施しています。制度の内容は、ファミリーの対象がパートナーの親・子どもを含む三世代であったり、子どもの対象を事実婚まで含めるかどうかなど、各自治体の考え方が様々ある状況です。

## 基本目標 2 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識は個人の自由な生き方や能力を発揮する機会を制限することにつながるおそれもあり、男女共同参画社会を実現するうえで、大きな課題となっています。

岡山市市民意識調査によると、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものだ」という考え方については、肯定的な回答をした人の割合は低下しつつありますが、市民意識・実態調査によると、家庭生活における家事や育児等の役割分担については、多くを女性が担っており、女性の負担が大きい結果となっています。

また、大学・大学院における女子学生の割合は、人文科学、薬学・看護学及び教育の分野では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では極めて低く、専攻分野によって男女の偏りが見られます。

その背景には、小さい頃から長年に渡って形成された固定的な性別役割分担意識や偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）があることが挙げられます。

社会の多様なニーズに対応するためにも、無意識の思い込みによる悪影響が生じないよう固定的な性別役割分担意識を解消し、様々な分野で性別等や慣習にとらわれることなく能力を発揮できる環境づくりを進めることが大切です。

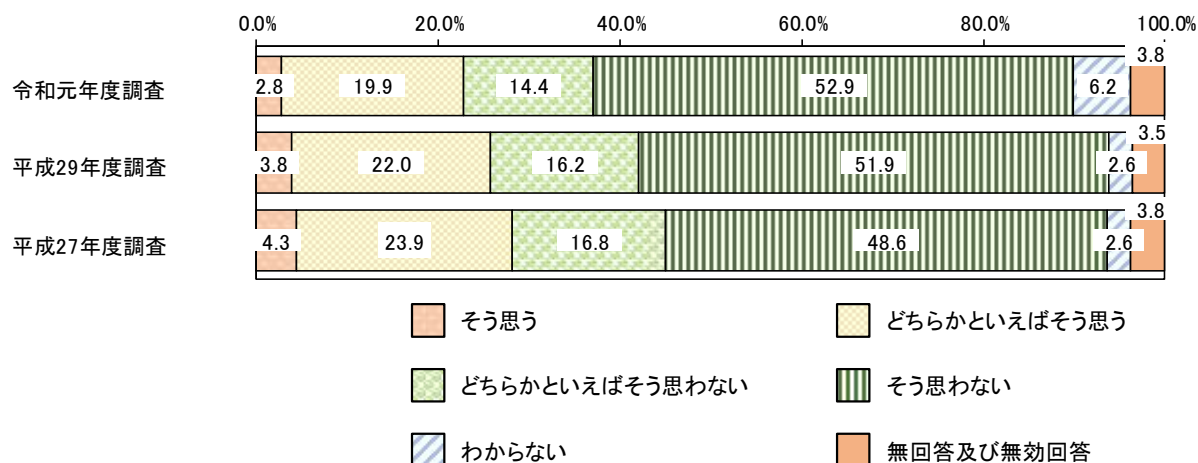
このため、個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、幼児から高齢者まで幅広い世代に、固定的な性別役割分担意識を植え付けたりとらわれたりすることがないように、社会全体の意識の醸成を図るための啓発を推進します。

また、様々な媒体や機会を通じて男女共同参画に関する理解を深めるため、親しみやすくわかりやすい効果的な広報・情報提供の充実に努めます。



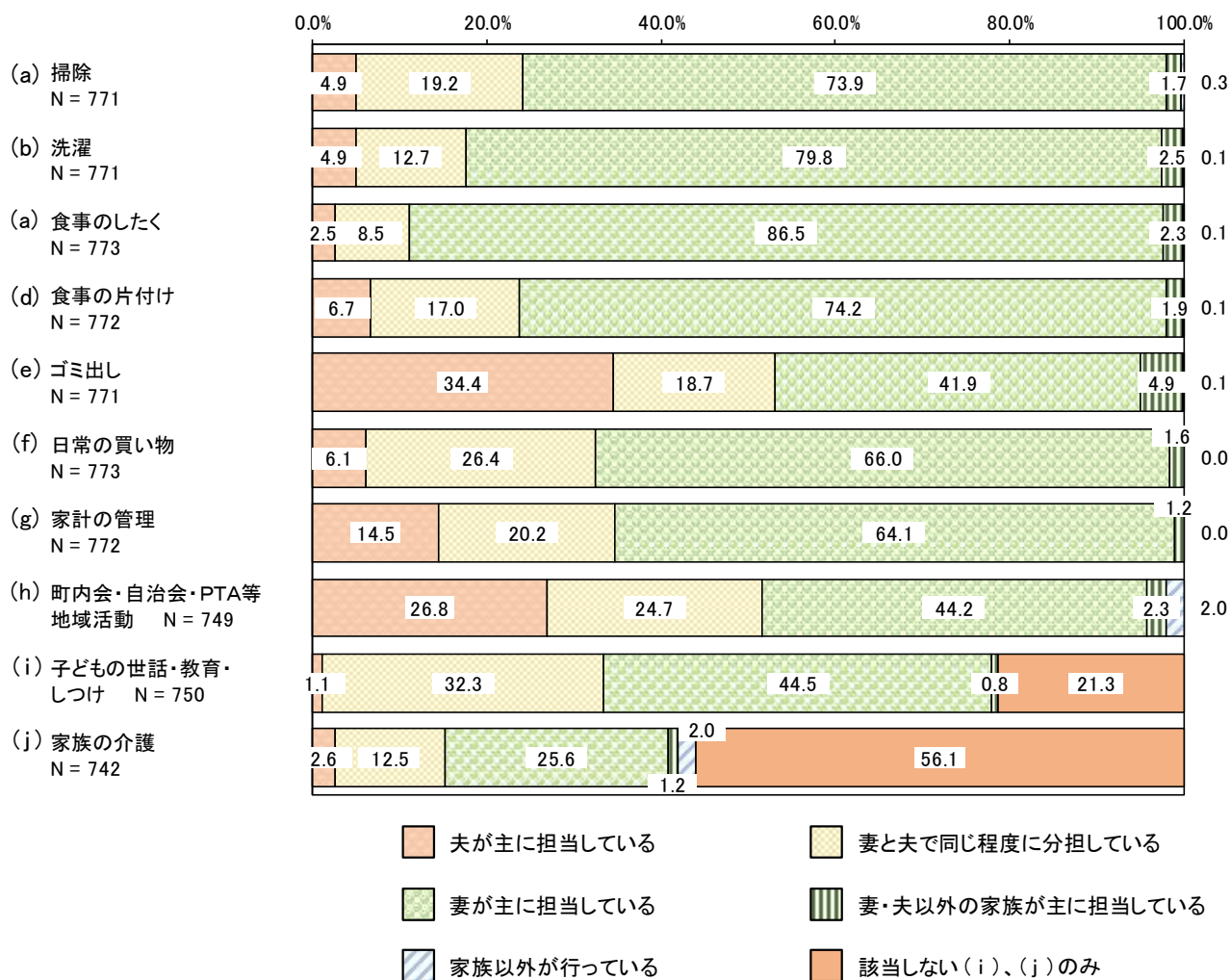


【男性は外で働くもの、女性は家庭を守るものだという考え方について】



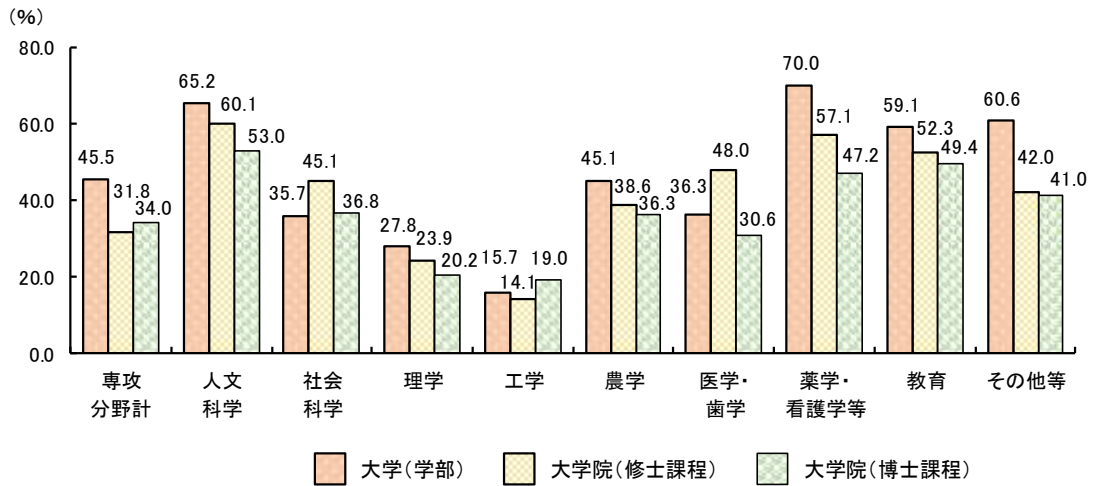
資料：岡山市市民意識調査報告書（令和元年度）

【家庭生活について】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（全国）】



資料：「令和3年版 男女共同参画白書」  
（文部科学省「学校基本統計」（令和2年度）より作成）

**数値目標**（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	67.3% (R1)	79.0% (R7)
「さんかくウィーク」への参加者数	929人 (R2)	毎年 2,000人

**成果指標**（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
固定的な性別役割分担意識の解消度	「男女どちらが働いても、家事・育児等をしてよい」という考え方に肯定的な人の割合	85.0% (R2)



## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 男女共同参画の視点からの社会制度・慣行の見直し

#### 具体的施策① 地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発

さんかく岡山や公民館等での講座や、各種地域団体・事業者と連携しながら、固定的な性別役割分担意識の解消について市民の理解を深めていきます。また、「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク\*<sup>1</sup>）」には、さんかく岡山を中心に全市的に取り組みます。

主な事業	担当課
固定的な性別役割分担意識を見直すための講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
「さんかくウイーク」の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「さんかくウイーク」での公民館行事の開催	公民館

#### 具体的施策② 子どもの頃からの様々な分野への興味の拡大

固定的な性別役割分担意識にとらわれず様々な分野への興味の拡大に努めます。

主な事業	担当課
理工系分野に興味の持てる講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課、公民館

### (2) 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の推進

#### 具体的施策① 男女共同参画の視点に立った市の広報活動

市職員に広報ガイドラインを周知し、男女共同参画の視点に立った広報や刊行物の作成に努めるとともに、男女共同参画社会の形成状況を把握できる統計情報の収集、整備を行います。

主な事業	担当課
広報ガイドラインの周知・活用	女性が輝くまちづくり推進課、人権推進課、広報広聴課
男女共同参画情報誌「DUO」の制作・配布	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画に関する情報収集やデータの活用、啓発	女性が輝くまちづくり推進課

\* 1 さんかくウイーク：6月21日から27日までの1週間を「岡山市男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」と位置づけて、その前後1週間を含め全3週間にわたって、男女共同参画・女性活躍に関する様々な行事を行っている。

## 具体的施策② 多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

広報紙などの紙媒体や、ラジオ、テレビ、インターネットなど音声・映像媒体の活用等により、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

主な事業	担当課
市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、広報広聴課
男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	女性が輝くまちづくり推進課、広報広聴課
インターネット等を活用した広報・啓発	女性が輝くまちづくり推進課

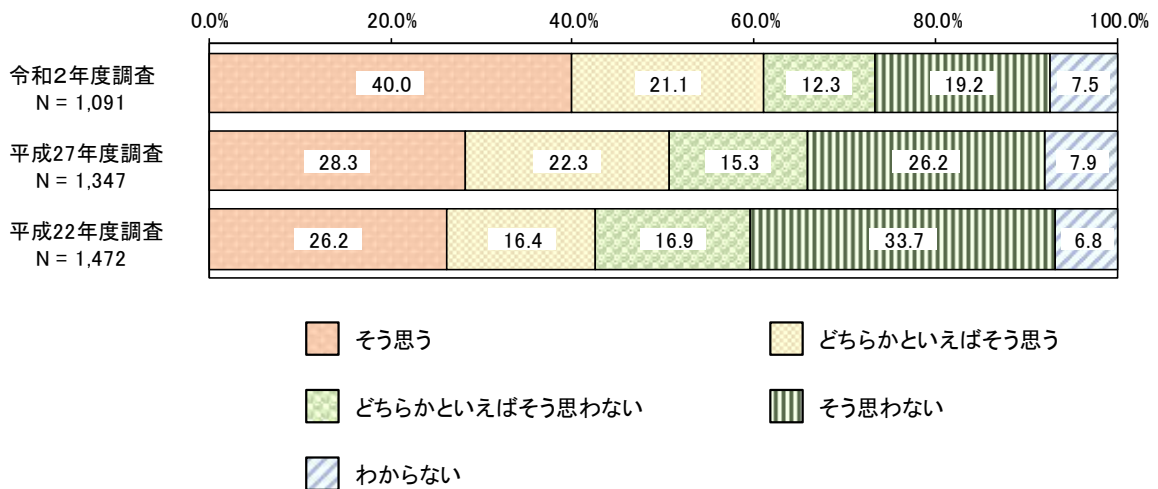
### ～「選択的夫婦別姓制度」について～

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度です。

市民意識・実態調査では、「夫婦別姓の結婚が認められてもよい」との考え方について、性別にみると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）との回答は女性（67.7%）が男性（51.0%）を16.7ポイント上回っています。なお、「夫婦別姓の結婚が認められてもよい」との考え方について、経年比較すると、『そう思う』との回答は増加しています。

選択的夫婦別姓制度については、婚姻制度や家族のあり方等にかかわる重要な問題として様々な考え方や意見があるため、今後の国における議論の行方を注視しているところです。

【夫婦別姓の結婚が認められてもよい（過去調査結果との比較）】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

## 基本理念Ⅱ 安心して暮らせる社会

### 基本目標3 生涯を通じた健康支援

誰もが性別等にかかわらず生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送るためには、性別による身体機能の違いや特性を十分に理解し、お互いを尊重することが重要です。

市民意識・実態調査によると「子どもを産むことを、夫婦・カップルで話し合うべき」「知識を持った上でライフプランを選択すべき」「女性が産みたくなければ産まないことも認めるべき」の順に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」人の割合が高い結果となっています。

女性の社会進出や晩婚化、晩産化が進む中、働きながら妊娠・出産する女性や不妊に悩む人が増えていることから、<sup>にんようせい</sup>妊孕性（年齢と妊娠のしやすさ）に関する理解や知識を持ったうえでライフプランを考える必要性が高まっています。

特に女性は妊娠・出産期のみならず、思春期・更年期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化することがあるため、女性特有の問題を踏まえたうえで人生の各ステージに応じたきめ細かな身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組や相談体制の整備等の充実を図ります。

また、妊娠や出産などに関して、本人の意思が尊重されること、心身ともに健康であることは、性別にかかわらず自分らしく充実した人生を送るうえでとても重要であることから、性と生殖について自己決定を行い、生涯にわたる健康を享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>\*1</sup>の理解について教育とも連携して学習機会の充実や啓発に努めます。

#### <sup>にんようせい</sup>～妊孕性について～

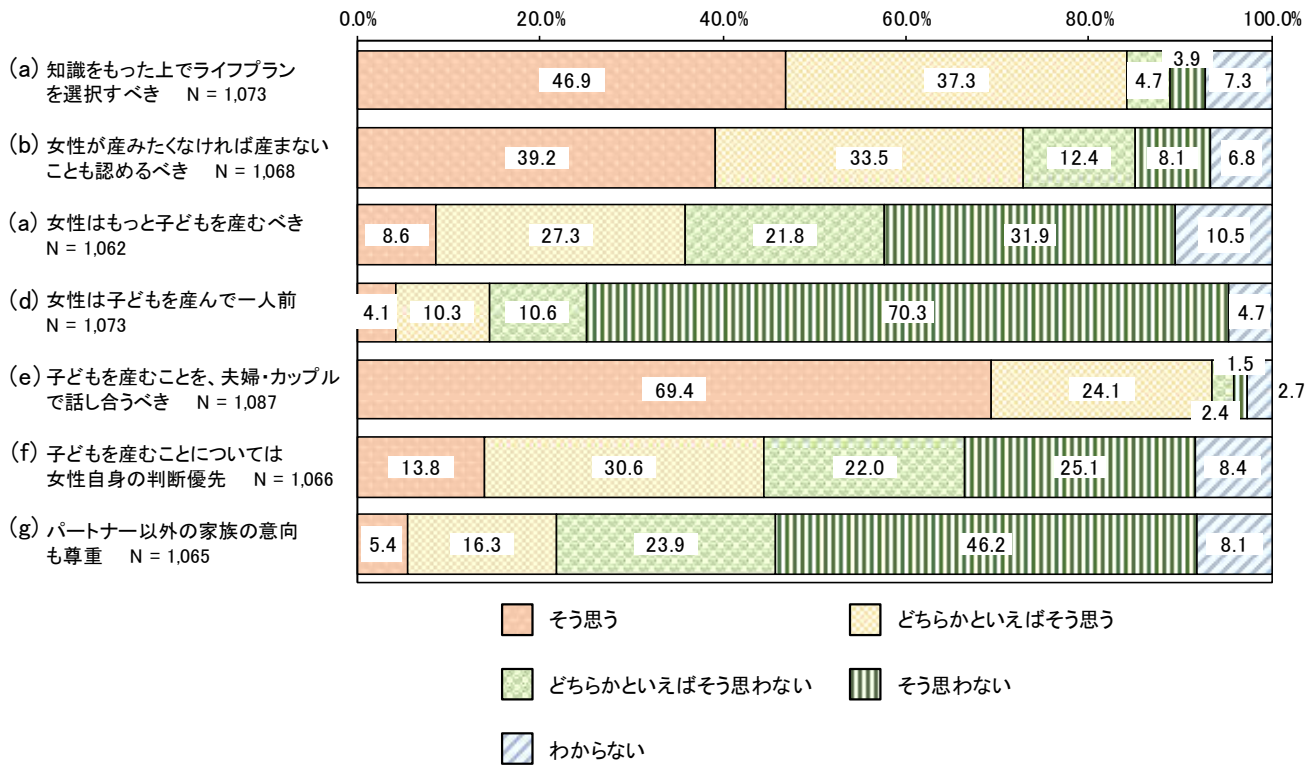
<sup>にんようせい</sup>妊孕性とは、「妊娠する力」や「妊娠のしやすさ」のことを言います。女性は30歳頃から徐々に妊娠する力が下がり始め、一般に、40歳を過ぎると妊娠は難しくなります。

また、男性の年齢も妊娠率の低下に関係しているというデータがあります。

晩婚化が進む中、子どもを持ちたいと希望するにもかかわらず不妊で悩む人が増加しています。妊娠する力は年齢だけでなく男女ともに睡眠や食事、運動などの生活習慣や、ストレス、喫煙などとも深く関係します。仕事や結婚、子どもをつくる、つくらないなど、人生にはいろいろな選択肢があり、正しい情報に基づき自分自身の意思をもってライフプランを考えることが大切です。

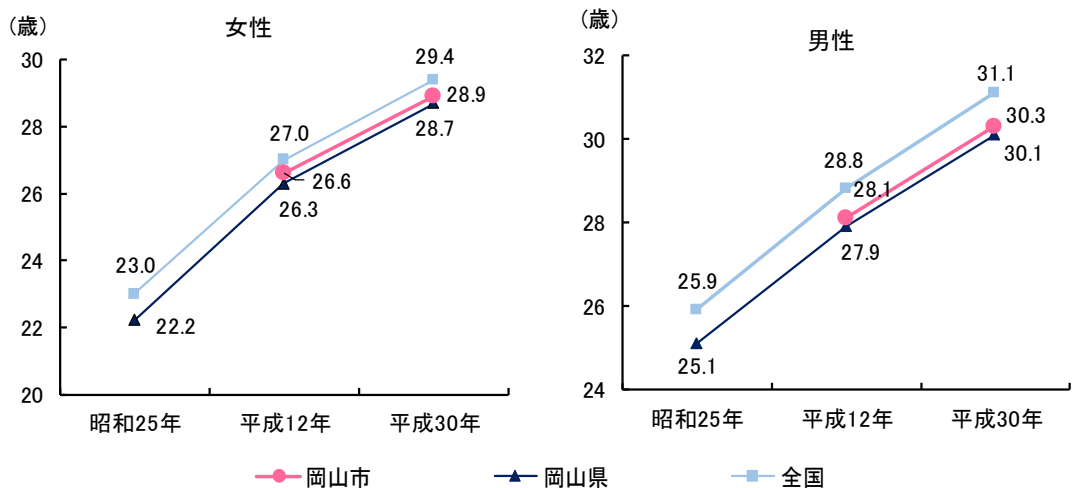
\*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）：自分たちの子どもの数や出産する時期などについて自己決定を行い、生涯を通じて健康を享受する権利をいう。男女がともに持つ権利であるが、とりわけ女性の重要な権利とされている。

【女性が子どもを産むことに関して】



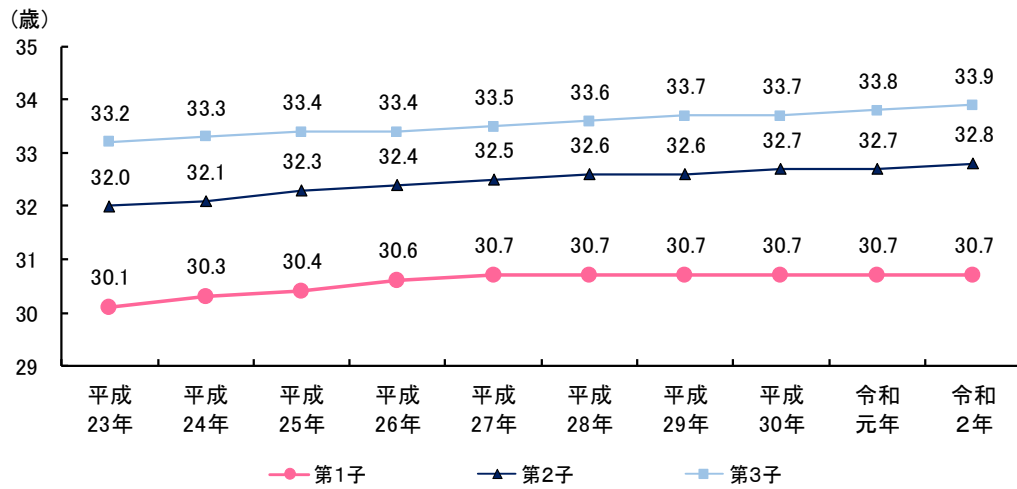
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【平均初婚年齢（岡山市・岡山県・全国）】



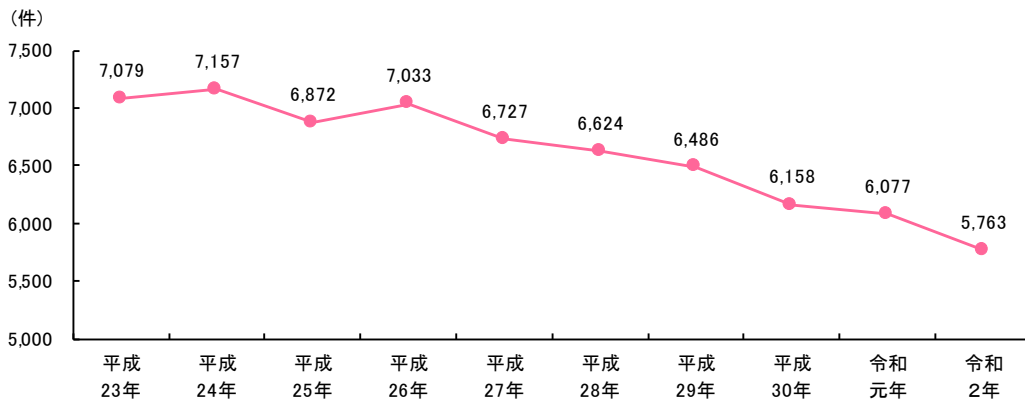
資料：人口動態調査

【母親の平均出生時年齢の年次推移（全国）】



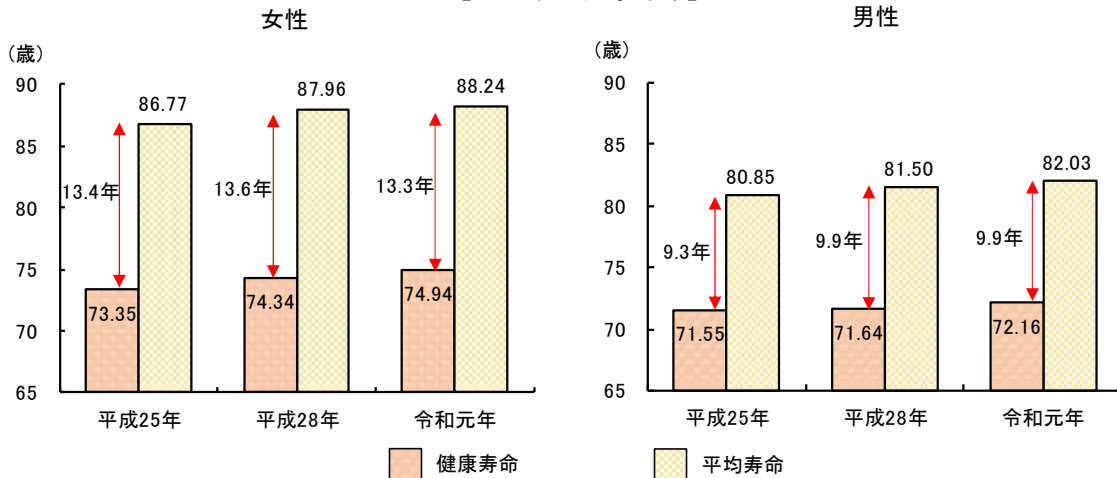
資料：人口動態調査

【妊娠届出数の状況（岡山市）】



資料：岡山市

【岡山市の健康寿命】



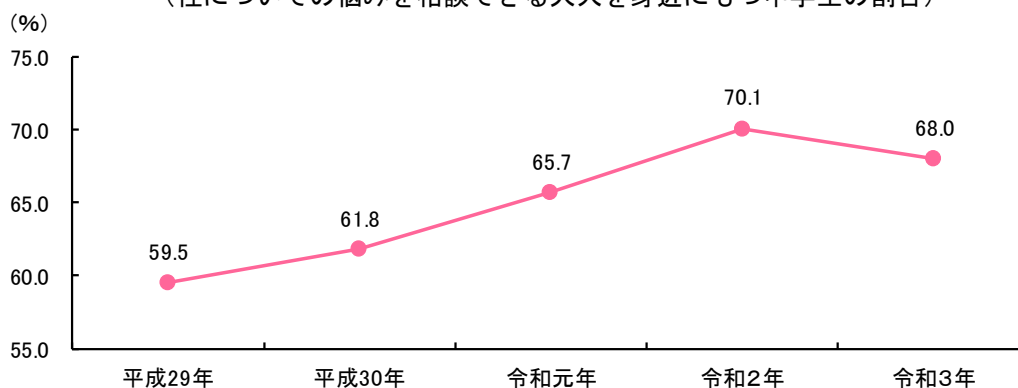
資料：国民生活基礎調査のデータをもとに岡山市が算出

※健康寿命とは

「日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間」のこと（WHO）

### 【中学生の性に関する相談の充実度（岡山市）】

（性についての悩みを相談できる大人を身近にもつ中学生の割合）



資料：岡山市

#### 数値目標（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
市の実施するエイズ・性感染症・性教育に関する出前講座開催数	78回 (R2)	毎年 80回

#### 成果指標（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	68.0% (R3)
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	過去1年間に乳がん・子宮頸がん検診を受診した人の割合	乳がん：15.7% 子宮頸がん：10.9% (R2)





## 施策の方向性と具体的施策

### (1) ライフステージに応じた女性の健康支援

#### 具体的施策① 妊娠・出産等に関する相談・支援体制の充実

思春期、妊娠・出産期の身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組や相談体制の整備等の充実を図ります。

主な事業	担当課
思春期電話相談の実施	健康づくり課
産前産後相談の実施	健康づくり課
いいお産サポート事業	健康づくり課
不妊や不育に悩む方への治療支援事業	健康づくり課

#### 具体的施策② 健康づくりのための知識の普及啓発

男女がともに生涯を通じて健康に過ごすために、健康問題について理解を促進するとともに、運動する習慣が身に付くよう普及啓発を図ります。

主な事業	担当課
健康市民おかやま21の推進	健康づくり課
介護予防センター事業	地域包括ケア推進課
フレイル対策事業	地域包括ケア推進課

#### 具体的施策③ 健康診査（健診）、乳がん、子宮頸がん検診受診の推進

各種の健康診査（健診）が受診しやすくなるよう、情報提供や啓発に努めます。

また、乳がん等について対象者へ無料クーポン券を発行し、受診率向上を図ります。

主な事業	担当課
各種健康診査の情報提供	健康づくり課
子宮頸がん予防ワクチン接種の実施	感染症対策課
乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課

#### 具体的施策④ こころの健康づくりの推進

心の悩みを気軽に相談できる体制を整備するとともに、「こころの健康づくり」について情報提供を行います。

主な事業	担当課
ストレス・うつ病についての知識の普及啓発	健康づくり課
こころの健康相談電話の実施	こころの健康センター
こころの健康相談の実施	健康づくり課
自殺予防対策事業	健康づくり課、 こころの健康センター

#### (2) 性と生殖の健康と権利に関する理解の促進

##### 具体的施策① 性に関する学習機会の充実・啓発

性と生殖の健康と権利や、妊孕性（年齢と妊娠のしやすさ）<sup>にんようせい</sup>について理解を深められるよう、取組を進めます。また、エイズや性感染症についての正しい知識を普及し、性について見つめ直す機会の充実を図ります。

主な事業	担当課
性と生殖の健康と権利に関する講座の開催	女性が輝くまちづくり 推進課、公民館
未来のパパ&ママを育てる出前講座（県事業）への協力	健康づくり課
エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	感染症対策課、 保健体育課
性について考える講座の開催	女性が輝くまちづくり 推進課、公民館

##### 具体的施策② 学校における性に関する指導の充実

性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。

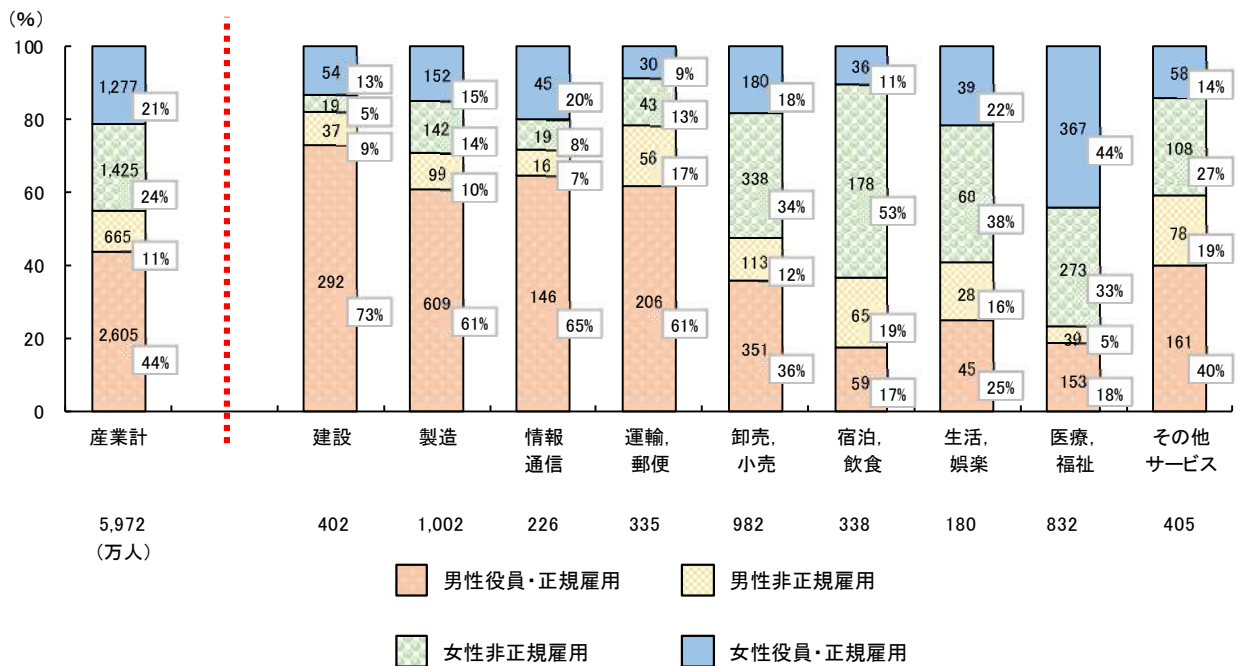
主な事業	担当課
「いのちを育む授業」プログラムの実施	健康づくり課、 保健体育課
学校教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施	感染症対策課
児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課

## 基本目標 4 困難を抱える女性への支援

働く女性の半数以上は非正規雇用労働者であり、特に「宿泊、飲食業」における女性非正規雇用労働者の割合が多くなっています。そのため、コロナ禍では女性の雇用者数が大幅に減少しました。また、コロナ禍での休校・休園やテレワークの増加などで、家庭内での女性の負担が増えました。このようにコロナ禍は、これまで解消されていない日本社会の男女格差を顕在化するものとなりました。

貧困等様々な困難を抱える女性への支援として、ひとり親家庭に対する子育て支援や就労支援など、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。また、女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じ、各機関が連携して支援します。

【産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2020年）（全国）】



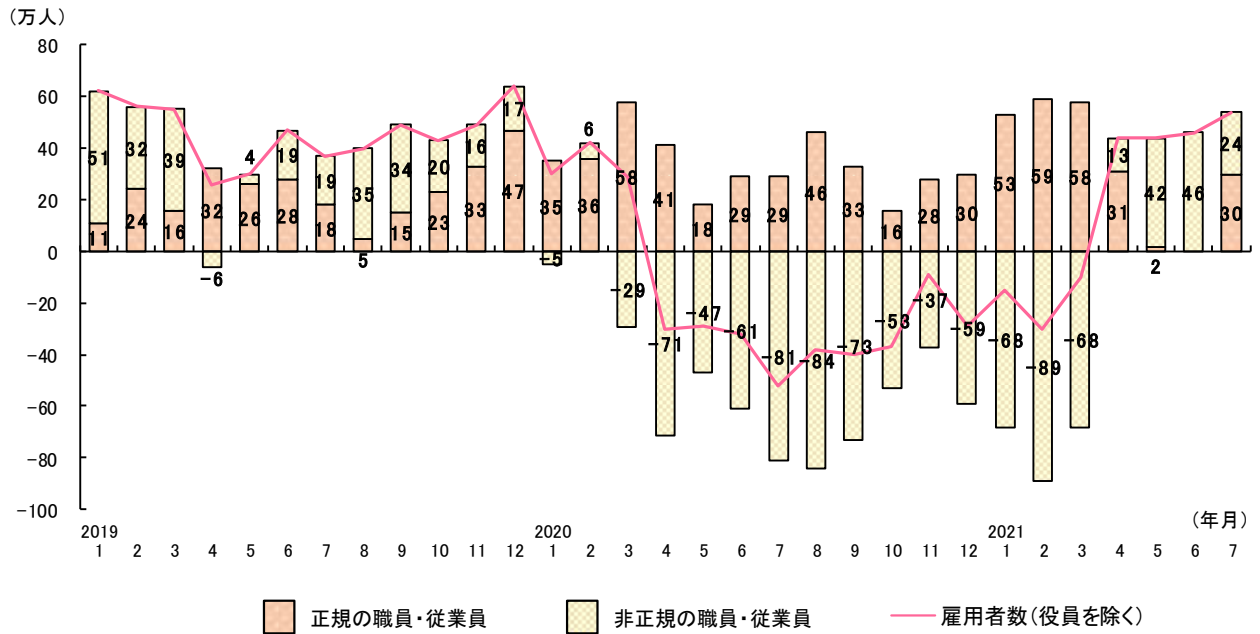
資料：コロナ下の女性への影響について（内閣府男女共同参画局）  
（総務省「労働力調査」より作成）

相談室

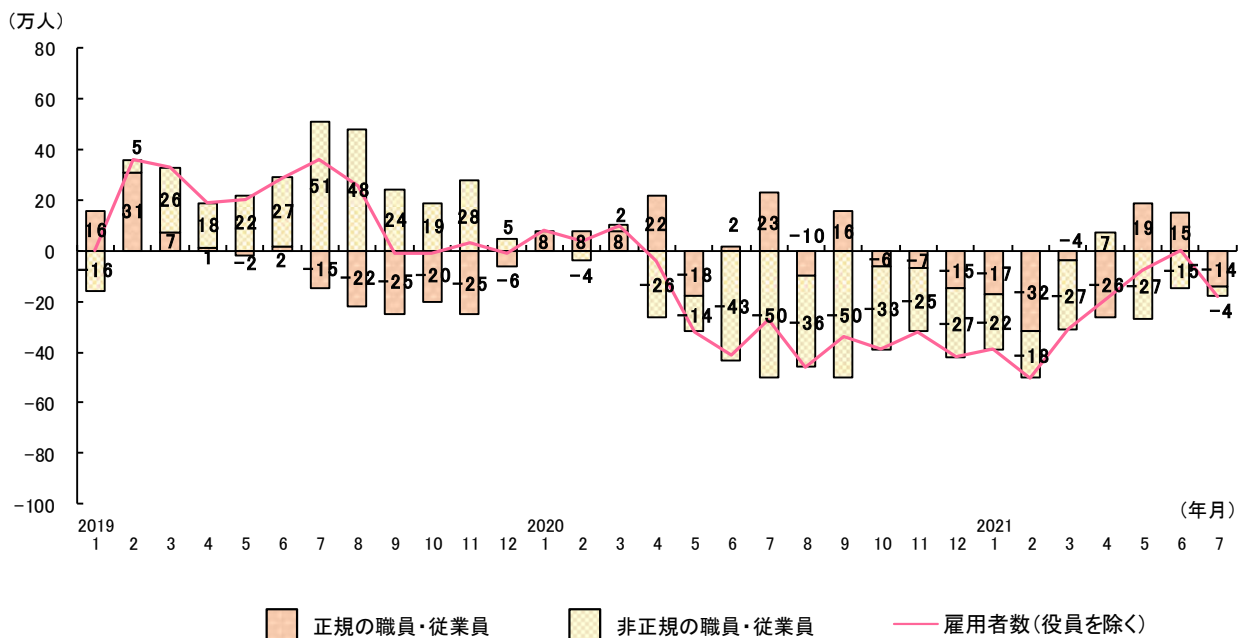


【雇用者数（役員を除く）の推移（全国）】

[雇用形態別雇用者数の前年同月差（女性）]

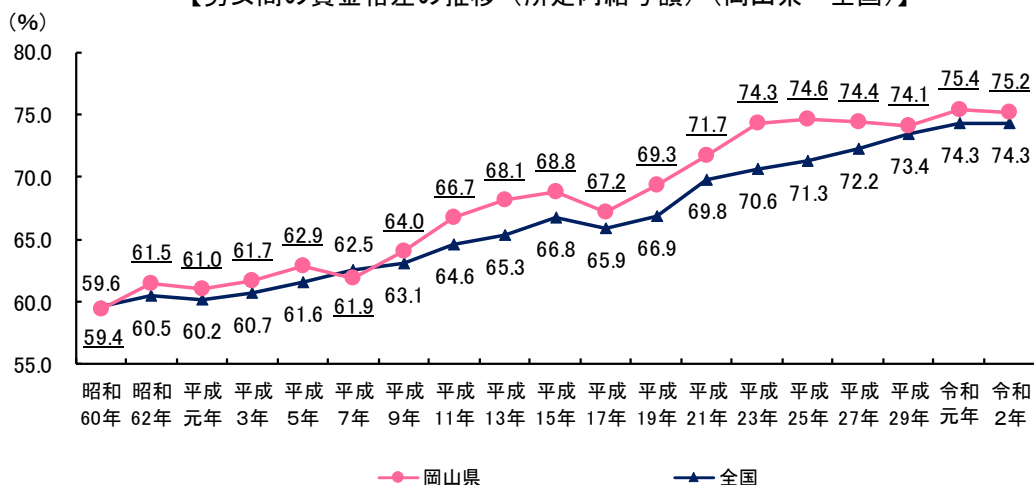


[雇用形態別雇用者数の前年同月差（男性）]



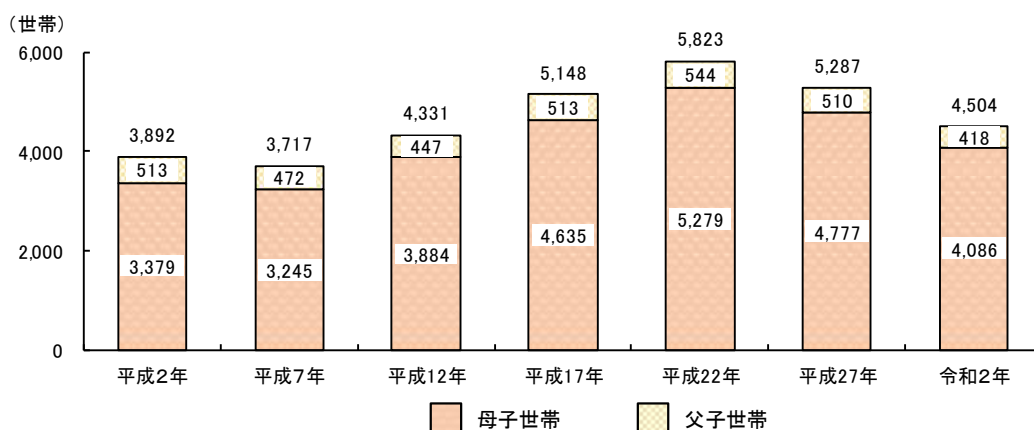
資料：コロナ下の女性への影響について（内閣府男女共同参画局）  
（総務省「労働力調査」より作成）

【男女間の賃金格差の推移（所定内給与額）（岡山県・全国）】



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【母子・父子世帯数（岡山市）】



資料：国勢調査

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
女性のための生活や就労を考える講座の参加者数	-	毎年50人

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
男女の賃金格差（岡山県）	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による男女間の賃金格差（所定内給与額）	75.2% (R2)

## 施策の方向性と具体的施策

### (1) 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

#### 具体的施策① 女性や子どもの貧困対策の推進

貧困など困難を抱える女性や家庭の早期発見に努め、経済的支援や就労、生活面などの支援を行うとともに、貧困を子どもの将来まで連鎖させないよう、子どもに対する学習支援等の貧困対策を進めます。

主な事業	担当課
就学援助制度により、公立小・中学校での学習に必要な費用の一部を支給	就学課
高等学校等の修学のための奨学金の給付	こども福祉課
就学援助世帯の小学四年生に学童服支給 生活保護世帯の小中学校一年生に学童服購入助成金交付 生活保護世帯の児童、生徒に対し、小中学校入学時に祝金支給	福祉援護課
「岡山市寄り添いサポートセンター」における相談及び就労支援や生活の安定に向けた支援	生活保護・自立支援課
生活困窮世帯の小学生から高校生世代への学習サポート等	生活保護・自立支援課、こども福祉課
家庭による児童の養育が困難となった場合に一時的に児童福祉施設等に児童の養育を委託する子育て短期支援（ショートステイ）	こども福祉課

#### 具体的施策② 非正規雇用労働者等への支援

不安定な就業を継続せざるを得ない非正規雇用労働者に対して、正規雇用化に向けての支援を行います。また、女性がライフプランや仕事について考えていけるような講座を行います。

主な事業	担当課
正規雇用化に向けての支援	女性が輝くまちづくり推進課
女性のための生活と就労を考える講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

### 具体的施策③ ひとり親家庭（母子家庭）への支援

ひとり親家庭、とりわけ貧困率の高い母子家庭に対して、きめ細かな相談を行い、経済的支援、就労支援、生活支援など自立に向けた支援を行います。

主な事業	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	医療助成課
児童扶養手当の支給	こども福祉課
母子家庭等ひとり親の資格取得等による自立を支援する給付金の支給	こども福祉課
母子・父子自立支援員の配置	こども福祉課
母子生活支援施設（仁愛館）における支援	こども福祉課
離婚前後からの相談、養育費履行確保の支援	こども福祉課

### 具体的施策④ 様々な困難や不安を抱える人への支援

高齢者・障害者・外国人などで、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている人への支援に関する情報提供や、孤独・孤立で不安を抱える女性への支援を行います。

主な事業	担当課
困難や不安を抱える人への支援	女性が輝くまちづくり推進課
各相談窓口での情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、関係課



## 基本目標5 災害対応における男女共同参画の促進

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。

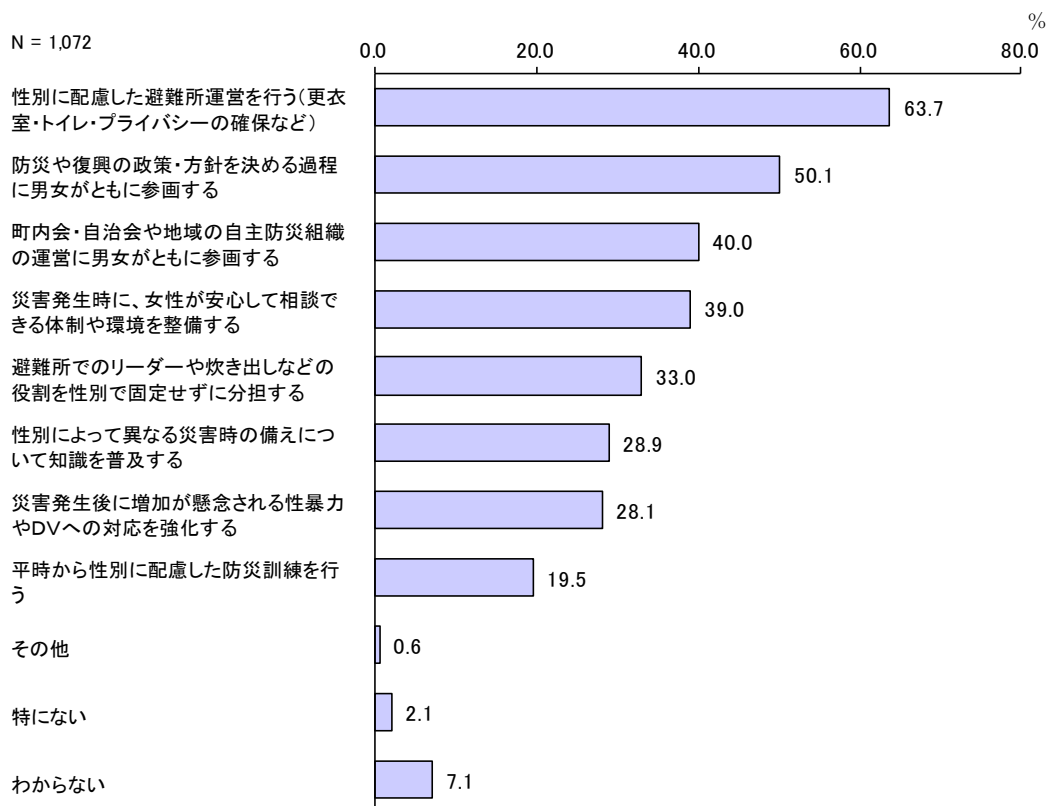
東日本大震災や熊本地震の報告によると、避難所運営に女性リーダーが加わることで、様々なニーズを取りまとめ、運営がうまくいったという事例があります。

市民意識・実態調査によると、防災対応において男女共同参画の視点から必要なこととして、「性別に配慮した避難所運営を行う」「防災や復興の政策・方針を決める過程に男女がともに参画する」が上位に挙げられています。

災害時に全ての避難者が安心して避難生活を送れるように、平時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を促進するとともに、自主防災組織の方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、性別等を理由に困難な状況におかれる人がないように、災害時の性別にかかわる悩みや暴力を想定し、相談体制を構築します。

【防災対応において男女共同参画の視点から必要なこと】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）



**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布数	-	50,000冊 (R8.4.1)

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
女性消防団員数	女性消防団員の人数	118人 (R3.4.1)
女性の防災士の割合	町内会を通じて防災士資格を取得した人のうち女性の割合	9.1% (R3)

**施策の方向性と具体的施策****(1) 男女共同参画の視点からの災害対応****具体的施策① 地域防災における女性の参画拡大**

防災分野での固定的な性別役割分担を見直し、女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進め方針決定の場への女性の参画拡大を促進します。また、女性消防団員の増加を図るなど、女性の参画を進めます。

主な事業	担当課
地域防災における女性の参画拡大の促進	危機管理室
女性消防団員増加の推進	消防企画総務課

**具体的施策② 女性の視点を取り入れた防災の啓発**

防災活動において、女性の視点を取り入れた性別等に配慮した啓発を行います。

主な事業	担当課
女性の視点を取り入れた防災をテーマとした講座の開催	危機管理室、女性が輝くまちづくり推進課、公民館
女性の視点を取り入れた防災ハンドブックの配布	危機管理室

**具体的施策③ 避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援**

災害時の性別等にかかわる悩みや暴力を想定し、相談体制を構築します。

主な事業	担当課
災害時における専用相談窓口の開設	女性が輝くまちづくり推進課

## 基本目標 6

## DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援（DV対策基本計画）

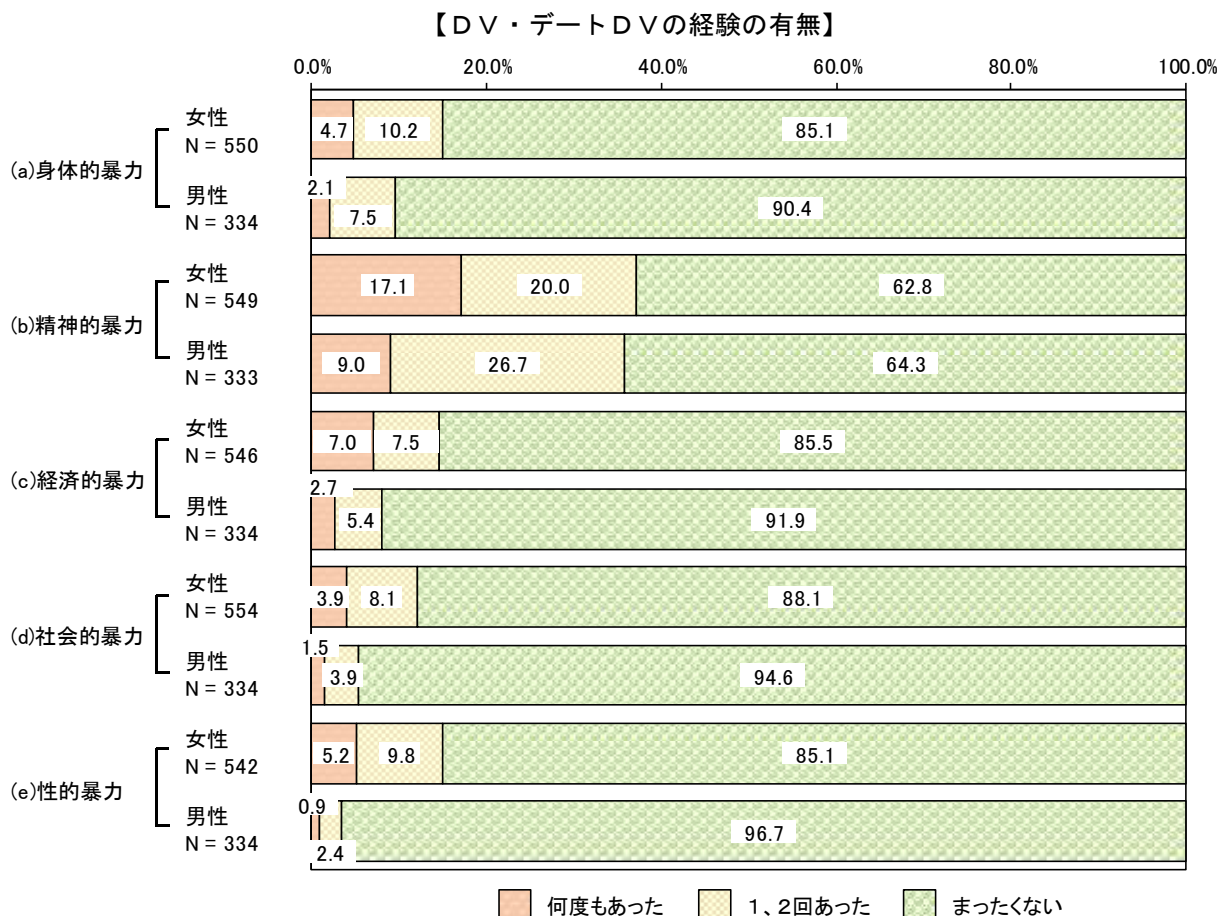
DVや性暴力・性犯罪の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、専門的な支援を早期から切れ目なく行うことが必要です。

市民意識・実態調査では、公的相談機関の認知度は3割以下と低い割合となっており、周知が十分行き届いているとは言えず、男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）の周知を徹底するとともに、DVについての認識や理解を促進する取組を幅広い対象、世代に対し行う必要があります。

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、発生の防止、あるいは、早期に発見するため、市民への意識啓発を行います。また、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めるとともに、地域全体で防犯活動の推進に努めます。

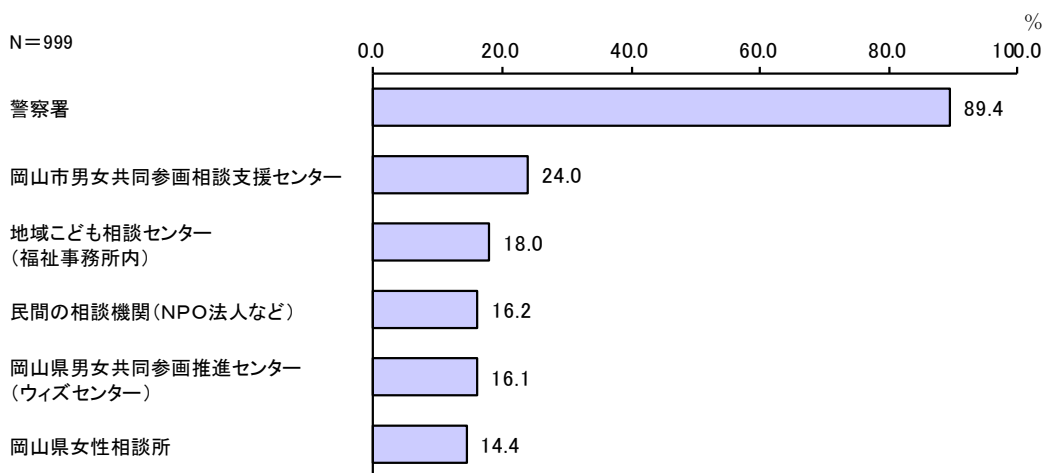
被害者支援については、相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

さらに、DV被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、関係機関や民間支援団体との連携、協働を強化することで、DV被害者の保護、自立に向けた支援の充実に努めます。



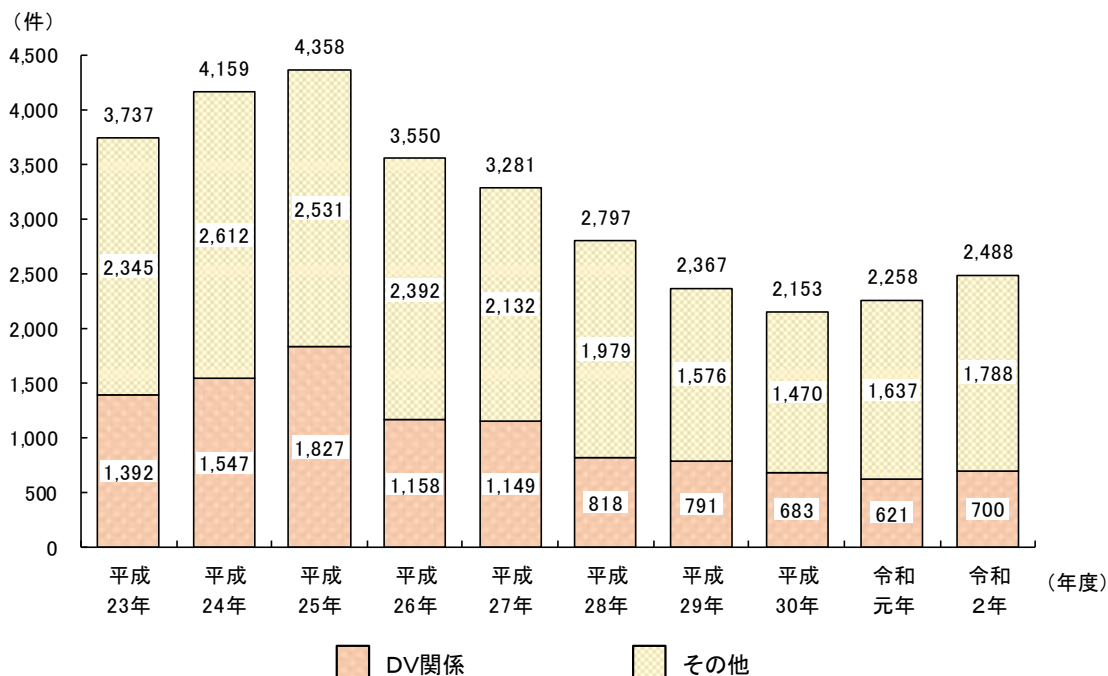
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【DV・デートDVの相談機関の認知度】



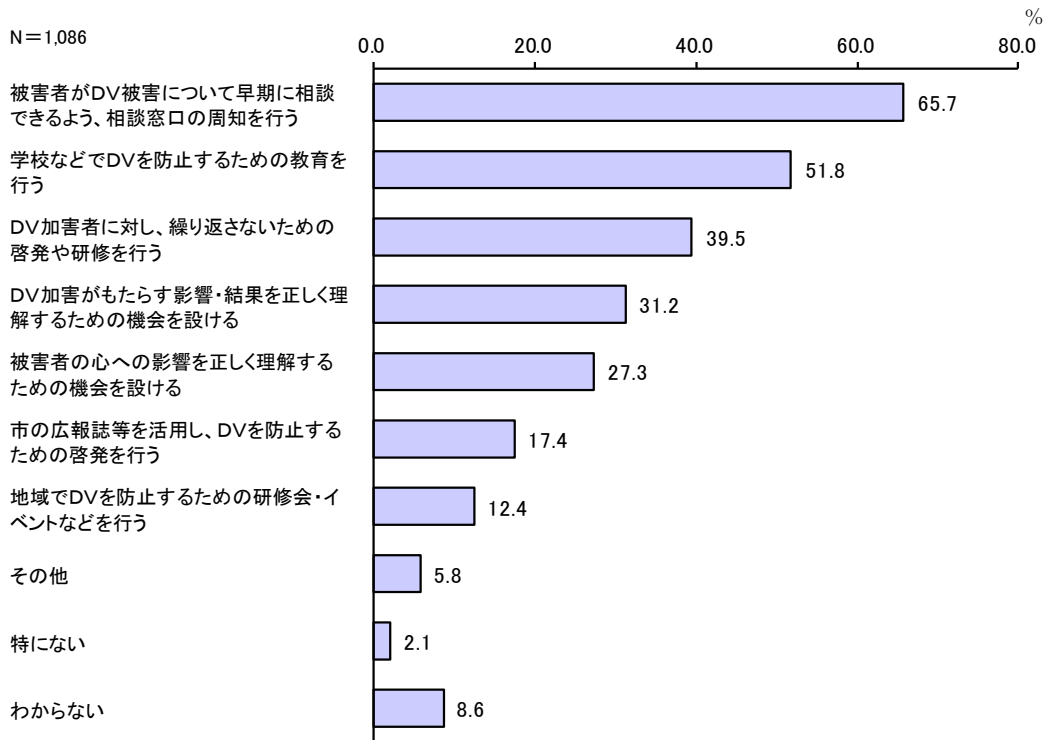
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【男女共同参画相談支援センターにおける相談件数】



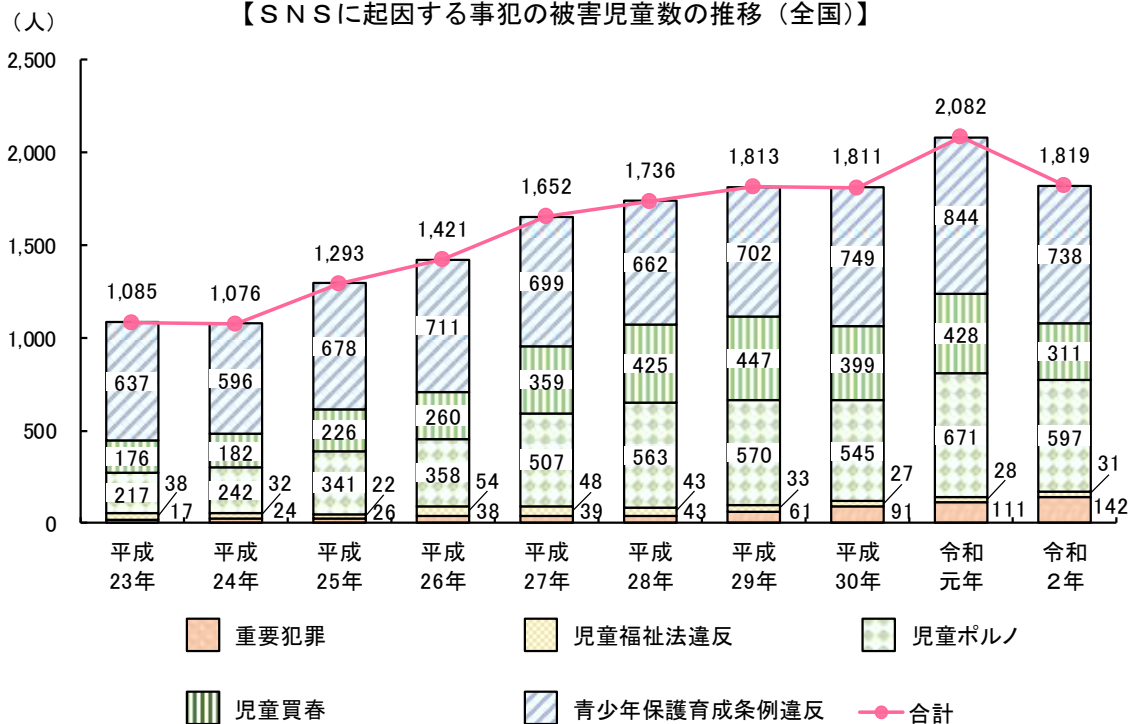
資料：岡山市

### 【DV・デートDVの防止策について】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

### 【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】



資料：警察庁

**数値目標**（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
市の実施するDV・デートDV・性暴力・性犯罪防止啓発事業の参加者数	224人 (R2)	毎年 500人

**成果指標**（男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安）

成果指標	定義	現状値
男女共同参画相談支援センターの認知度	男女共同参画相談支援センターを知っている人の割合	24.0% (R2)
配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	配偶者・パートナーや恋人など親密な関係の人から身体的・精神的等の暴力を受けたことがある人の割合	身体：13.1% 精神：36.8% 経済：12.0% 社会：9.4% 性的：10.5% (R2)
性犯罪の認知件数	強制わいせつ、強制性交等の認知件数	29件 (R2)

**施策の方向性と具体的施策**

**（1）暴力の未然防止・再発防止のための取組と推進**

**具体的施策① 市民へのDV、性暴力・性犯罪防止の啓発**

DV・デートDV、性暴力・性犯罪等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止したり早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。

主な事業	担当課
市民へのDV・デートDV等に関する講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
DV・デートDV等に関する広報	女性が輝くまちづくり推進課

## 具体的施策② 小中高生等への啓発

DV・デートDVや性暴力・性犯罪被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めます。

主な事業	担当課
中学校・高校・大学へのDV・デートDV等をテーマとした出前講座の実施	女性が輝くまちづくり推進課
デートDVパンフレットの配布	女性が輝くまちづくり推進課
学校教職員を対象としたDV・デートDVを含む、様々な人権課題をテーマとした研修の実施	教育研究研修センター

## 具体的施策③ 地域における防犯活動の推進

性暴力・性犯罪の防止につながる地域防犯の推進に努めます。

主な事業	担当課
地域ボランティアに対する支援の実施	生活安全課
防犯カメラの設置支援	生活安全課
就学前の園児を対象とした生活安全指導の実施	生活安全課
SOS子どもかけこみ110番ステッカーの配布	地域子育て支援課

## (2) 被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携

### 具体的施策① 被害者を早期に発見するための環境づくり

DVの相談機関の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しやすい被害者の早期発見に努めます。

主な事業	担当課
DV相談窓口を掲載したカード、リーフレット等の作成・配布	女性が輝くまちづくり推進課
インターネットを活用した情報発信	女性が輝くまちづくり推進課
地域で活動している関係団体等への情報提供や研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

### 具体的施策② 男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実

一般相談に加え、被害者が法律や心理等について専門的な立場から助言を得られるよう特別相談を実施するとともに、外国人や高齢者等に対しては関係課が連携して支援にあたるなど、複雑化・深刻化する相談への支援の充実を図ります。そのため、相談員や家庭・女性相談員の研修を充実し、その資質と能力の向上を図ります。相談にあたっては、被害者が繰り返し被害の状況を説明することは負担が大きいいため、二次的被害の防止に努めます。

また、犯罪被害者や家族が、相談を通じて情報提供等を受けられるよう、相談体制を充実します。

主な事業	担当課
男女共同参画相談支援センターでの一般相談及び弁護士や精神科医師等の専門家による特別相談の実施	女性が輝くまちづくり推進課
各福祉事務所での家庭・女性相談員による一般相談の実施	こども福祉課
日本語の会話による相談が困難な外国人や障害のある相談者に対する、通訳や手話等を介した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課、国際課、障害福祉課
高齢の相談者に対する、地域包括支援センター等と連携した相談や支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課、地域包括ケア推進課
相談員の資質向上と負担軽減のため、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパーバイズの実施	女性が輝くまちづくり推進課
相談員、家庭・女性相談員に対する研修の実施	女性が輝くまちづくり推進課、こども福祉課
北区中央福祉事務所における犯罪被害者等総合相談窓口での相談の実施	生活安全課
被害者への二次的被害の防止等のため、関係窓口職員の研修の実施	生活安全課

### 具体的施策③ 関係機関や団体との連携・協力体制の強化

被害者の発見・相談・保護・自立等のそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行うため、警察や医療機関、学校、地域団体、NPO、庁内の関係課等との連携・協力体制を強化します。

主な事業	担当課
関係課の効果的な連携のための庁内ネットワーク会議の設置	女性が輝くまちづくり推進課
女性相談所など関係機関との連携・協力のための連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
困難なケースなどについて協議する関係者の連絡会議への参加	女性が輝くまちづくり推進課
DV被害者や犯罪被害者等を支援する民間団体との情報交換	女性が輝くまちづくり推進課

### (3) 被害者の保護・自立に向けての支援

#### 具体的施策① 被害者の保護のための支援

緊急一時保護の実施、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助を行います。

主な事業	担当課
DV被害者緊急一時保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課
「DV防止法」に基づく一時保護につなぐ際、同伴する子どもを被害者と別に保護する必要がある場合に、関係部署が連携した保護の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課
「DV防止法」に基づく一時保護の受託	こども福祉課

#### 具体的施策② 被害者の自立に向けた支援

被害者の自立に向けて、住居確保や司法的な解決に向けた支援、経済的自立や心の回復に向けた支援等を行います。

主な事業	担当課
保護命令や離婚調停手続きへの支援及び被害者への同行支援の実施	女性が輝くまちづくり推進課
外国人相談者に対する就労や生活に必要な日本語の学習機会の提供	国際課
専門的な心のケアが必要な相談者に対するこころの健康センターでの相談の実施	こころの健康センター
民間のDV被害者支援団体に対するDVシェルター運営の補助金交付	女性が輝くまちづくり推進課
就労に関する相談窓口についての情報提供	女性が輝くまちづくり推進課、こども福祉課
子どもを同伴する被害者が安心して就労のための活動ができるように保育所・認定こども園等への入園の配慮	就園管理課
DV被害者の市営住宅の優遇抽選及び目的外使用許可	住宅課
岡山県居住支援協議会との連携等による賃貸住宅の情報提供	住宅課
東部リユースぷらざで提供している家具・家電製品・自転車等の優先的な無償での提供	女性が輝くまちづくり推進課、東部リユースぷらざ
岡山市犯罪被害者等支援金の支給	生活安全課



### 具体的施策③ DVが起きている家庭等の子どもへの支援

DVが子どもに及ぼす影響は大きいことから、それぞれの子どもの状況に応じ、心のケアや安心して生活できる環境づくりを図るために、関係機関等が連携して取り組みます。

主な事業	担当課
学校園や保育所等の教職員に対する、DVの特性や子どもに配慮すべき事項等についての周知	女性が輝くまちづくり推進課、指導課、保育・幼児教育課、幼保運営課
関係機関の連携による、被害者の子どもの就学への対応及び相談や支援の実施	こども総合相談所、こども福祉課、指導課、就学課、保育・幼児教育課、幼保運営課
関係機関の連携による、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や心のケアの実施	こども総合相談所、こども福祉課、地域子育て支援課
地域の保健活動における子どもの発育や発達に関する相談の実施	健康づくり課

### 具体的施策④ 住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

DV被害者の保護のために、住民基本台帳の閲覧制限の支援措置を適切に行います。

主な事業	担当課
住民基本台帳事務における支援措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課、各区市民保険年金課



## 基本理念Ⅲ 能力を発揮し活躍できる社会（女性活躍推進計画）

### 基本目標 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが個性と能力を十分に発揮して社会において活躍するためには、仕事と、家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。

市民意識・実態調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」における優先度の理想と現実では大きな違いがみられます。

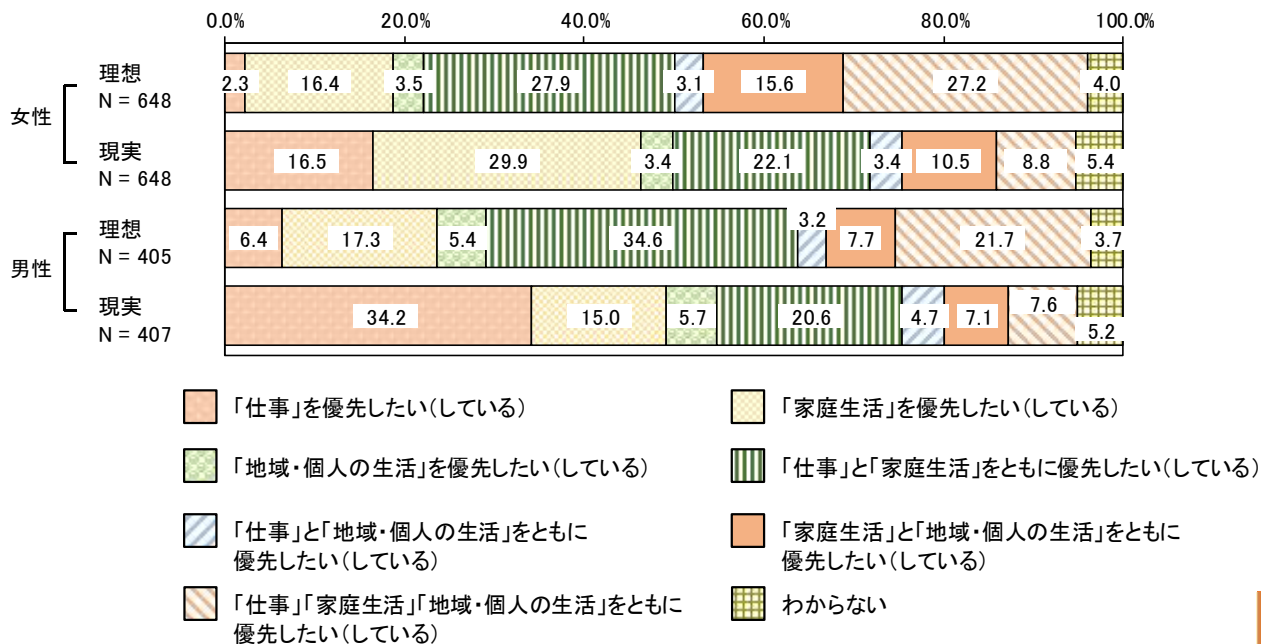
また、令和3年度に実施した「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」によると、テレワークやフレックスタイム等、多様な働き方ができる制度を導入している企業が増えており、今後もさらに男性型の労働慣行を改め長時間労働を是正し、多様な働き方を可能とする職場環境づくりをすることが必要です。

これらのことから、ワーク・ライフ・バランスの重要性について、特に企業の経営者や管理職の意識改革を図るとともに、社会全体の意識を高めるため広く市民に啓発を進め、男性の育児・介護休業取得や育児・介護の参画促進の支援をはじめ、男性の家庭生活への参画促進に向けた様々な啓発に取り組みます。

それに加え、誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事との両立ができるように、待機児童の解消や病児保育・延長保育など、多様なニーズに対応する保育等サービス、放課後児童クラブ等の充実とともに、高齢者に対する地域包括支援センター等における介護や医療など様々な面からの総合的支援や相談体制の充実を図り、子育てや介護を地域社会全体で支援していく機運を高めていきます。

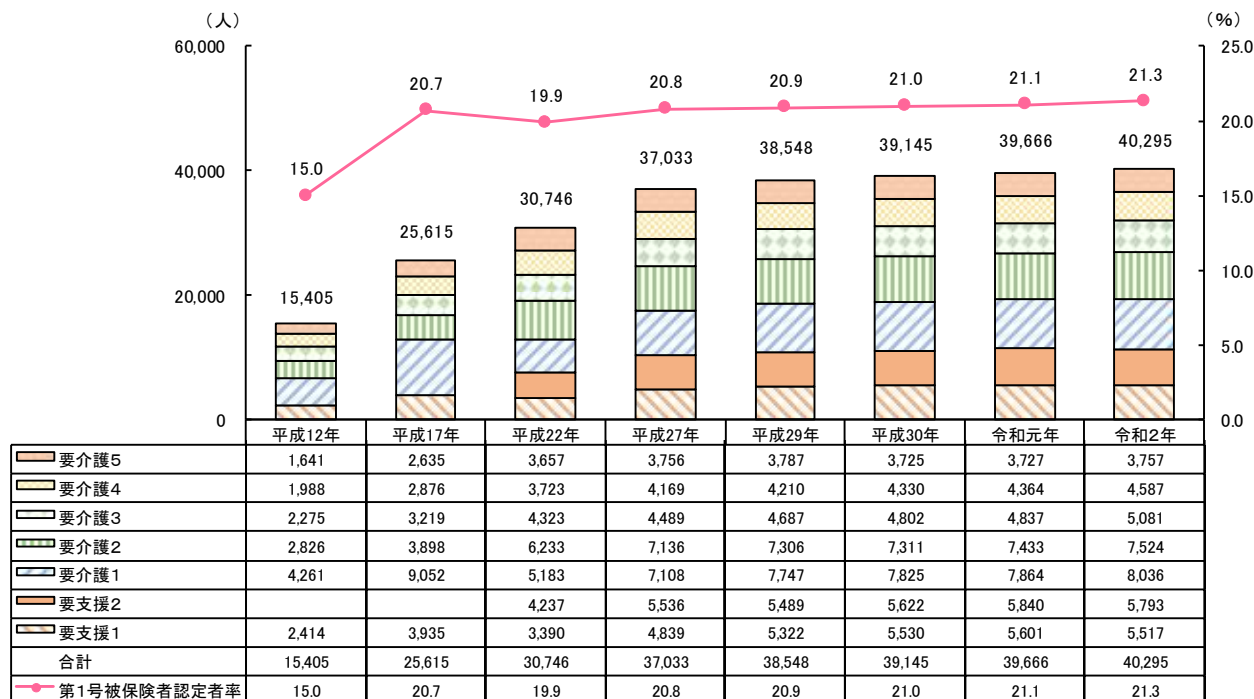


【仕事と生活の調和についての理想と現実】



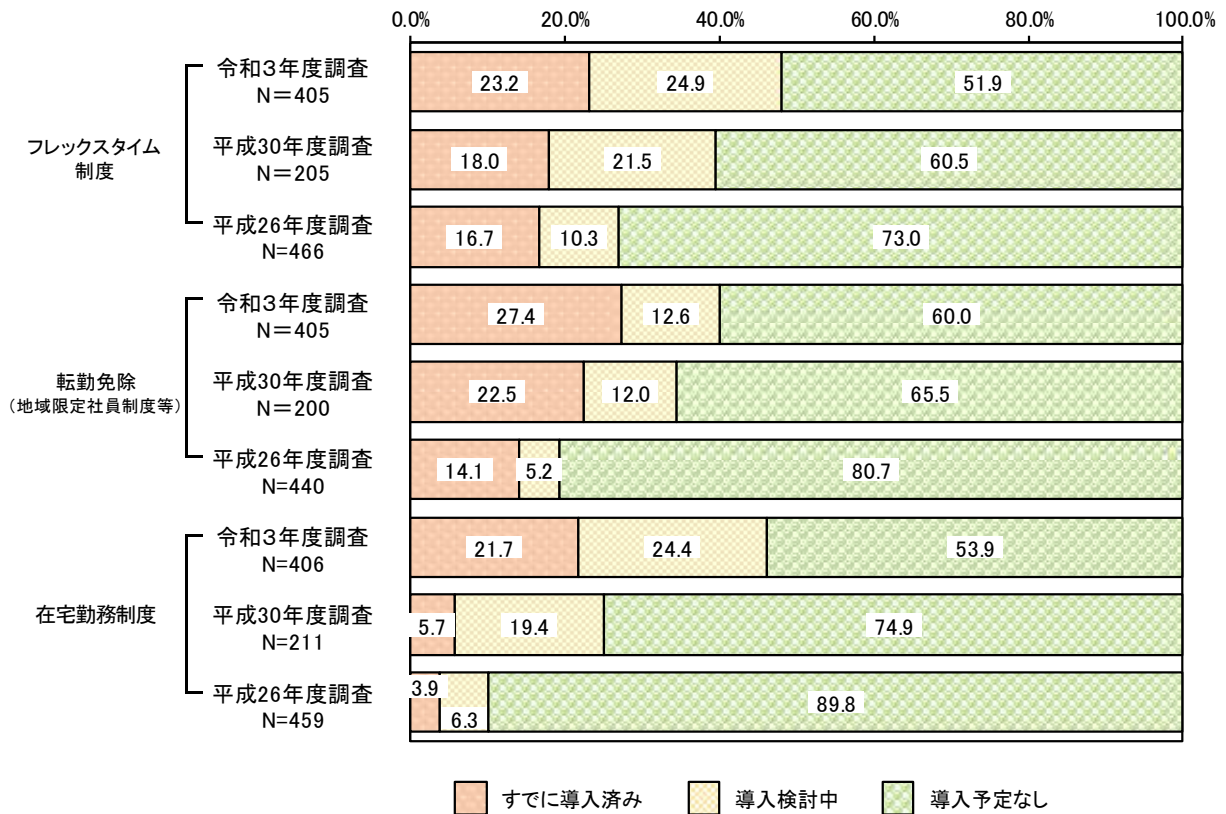
資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

【65歳以上被保険者・要介護認定者数・要介護認定率（岡山市）】



資料：岡山市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 ※要介護（要支援）認定者には第2号被保険者数を含む。

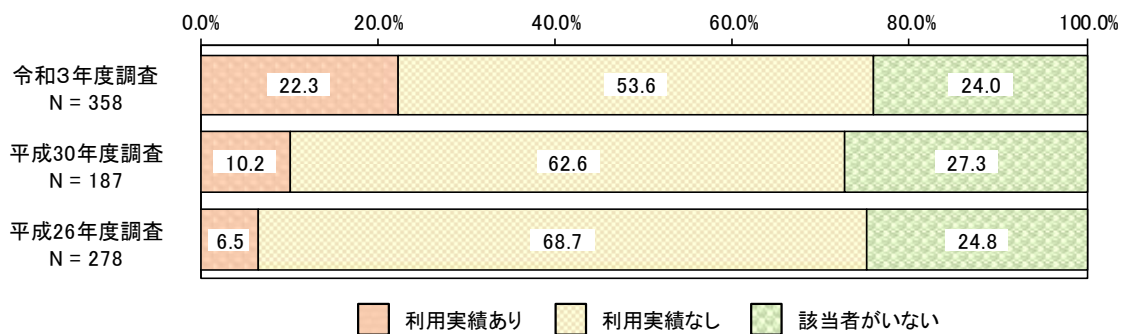
【市内企業における仕事と家庭の両立支援の取組について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）

注）岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査の調査対象企業について  
 平成26年度・平成30年度調査＝岡山県企業年報から10人以上の市内企業を抽出した。  
 令和3年度調査＝岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会に  
 属する従業員10人以上の市内企業を抽出した。

【市内企業における男性育児休業制度の利用状況について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）

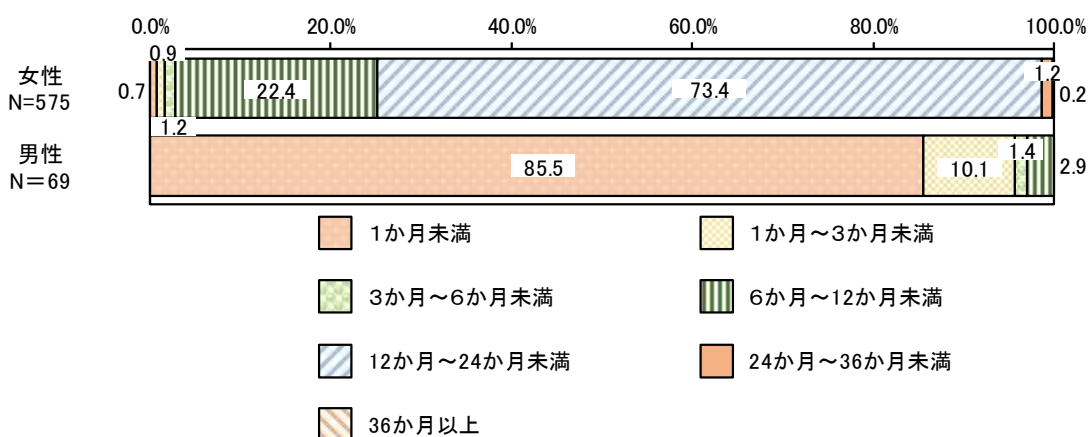
注）各調査年度前の過去3年間の男性の育児休業制度利用実績。

【市内企業における育児休業制度の利用割合について】

女性	男性
97.0%	14.2%

資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）  
注）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出産のうち育児休業制度を利用した割合。

【市内企業における育児休業制度の利用期間について】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）  
注）令和2年4月1日から令和3年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者の育児休業利用期間。

**数値目標**（行政が事業を行ううえで目標とする数値）

数値目標	現状値	目標値
保育所等の待機児童数	31人 (R3.4.1)	0人 (R8.4.1)
放課後児童クラブの入所希望に対する入所児童の割合	78.8% (R3.4.1)	100% (R8.4.1)
市職員のうち男性職員の育児休業取得率	一般職員：27.1% (R2)	50.0% (R7)
	学校教職員：6.6% (R2)	
仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる企業の割合	52.1% (R3)	70.6% (R7)

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	家庭での担当について、「子どもの世話・教育・しつけ」に夫婦が同程度に取り組んでいる割合	32.3 % (R2)
介護経験のある男性の割合	現在または過去において、主として男性が介護している（した）割合	28.7% (R2)
企業の男性の育児休業取得率	企業の男性の育児休業取得率	14.2% (R3)

**施策の方向性と具体的施策**

(1) 長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進

具体的施策① 企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発

ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業等の経営者や管理職の意識改革を促すとともに、働きやすい職場環境の推進について啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催	女性が輝くまちづくり推進課
管理職を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 企業等における働き方改革の促進

長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を是正し、短時間勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方や、子育てや介護などと仕事との両立を支援する休暇制度など、企業等における働き方改革を促進します。

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰	女性が輝くまちづくり推進課
市内企業の働きやすさへの取組などを紹介した企業情報冊子の作成	産業振興・雇用推進課



### 具体的施策③ 市職員の働き方改革

市職員の時間外勤務削減に向けた取組を行うとともに、仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備に努めます。

主な事業	担当課
「ノー残業デー」及び「定時退庁推進月間」の実施	人事課
市職員の年次休暇取得の促進	人事課、教職員課
子育て等を支援する様々な制度を紹介する「子育て支援ガイド」の作成及び周知	給与課、人事課
男性市職員の育児休業取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の介護休暇取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の出産補助休暇・子育て休暇等取得の促進	人事課、給与課 教職員課
市職員の働き方改革をテーマとした研修の実施	人事課（人材育成室）

## (2) 仕事と妊娠・出産・子育て・介護等の両立支援

### 具体的施策① 保育等サービスの充実

保育所・認定こども園などの利用者数の増加に適切に対応するとともに、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育・病児保育）の一層の充実を図ります。

主な事業	担当課
保育所・認定こども園の保育士確保による受け入れ態勢の整備と定員の弾力化による受入児童数の拡大	保育・幼児教育課、 就園管理課
特別保育事業の拡大	保育・幼児教育課、 幼保運営課

### 具体的施策② 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブの児童数増加への対応、施設改善など一層の質の向上を図ります。

主な事業	担当課
放課後児童クラブの充実	地域子育て支援課

### 具体的施策③ 子育てに関する相談支援体制の充実

福祉事務所での子育て相談の実施や保育所・認定こども園の地域子育て支援センターや児童館の運営、市立幼稚園・認定こども園の施設開放など地域の子育てを支援します。

主な事業	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援課、幼保運営課
利用者のニーズに即した児童館の運営	地域子育て支援課
子育て広場の充実	地域子育て支援課
市立幼稚園・認定こども園「のびのび親子広場」事業の充実	幼保運営課
ファミリーサポート事業の充実	地域子育て支援課
家事・育児援助を必要とする産前産後の世帯を対象とした子育て支援事業（60歳以上のシルバー世代の支援者による支援の実施）	地域子育て支援課
各福祉事務所での家庭・女性相談員による子育て相談の実施	こども福祉課

### 具体的施策④ 介護に関する相談支援体制の充実

介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する相談・支援に取り組みます。

主な事業	担当課
地域包括支援センターによる介護に関する相談・支援の実施	地域包括ケア推進課

## （3）子育てや介護など家庭生活への男性の参画促進

### 具体的施策① 男性の家事や子育て、介護への参画の支援・促進

家庭において男性が家事・子育て・介護に参画することを促進するため、各種講座・教室等の開催や啓発に努めます。特に、企業等に対し男性の育児の参画を促進するため、育児休業制度の周知及び取得促進を図ります。

主な事業	担当課
男女が協力して子育て・介護に関わる学習機会の提供や啓発	女性が輝くまちづくり推進課、公民館
男性の家事・育児の参加に関する知識や技術の習得のための研修（子育てパパ・プレパパ応援事業）の実施	地域子育て支援課
家族介護教室の開催	高齢者福祉課
男性従業員の育児休業取得の促進	女性が輝くまちづくり推進課



## 基本目標 8 働く場における女性活躍の推進

働きたい人が性別等にかかわらず能力を十分に発揮することは個人の自己実現につながるものであると同時に、少子高齢化が進行し労働人口の減少が大きな課題となる中、人材の確保のみならず、社会全体の活力の維持・向上のために極めて重要です。

本市における女性の労働力率では、結婚、出産、子育て期である30歳代に低下し、子育てが一段落すると上昇する、いわゆる「M字カーブ」は解消には向かってはいますが、25歳から29歳をピークに女性正規雇用労働者の比率の低下がみられるほか、依然として育児等を理由に離職する女性は多い状態です。

市民意識・実態調査によると、女性が働き続けるために必要なこととして、「配偶者・パートナーの理解と協力」「子育てや家族の介護・看護を支援する公的制度の充実」「企業や組織における仕事と家庭の両立支援制度の整備・充実」が上位に挙げられています。男性の家庭生活への参画促進や、保育サービスの充実等とともに、働く場における女性の活躍や、仕事と家事・育児・介護などとの両立に関する企業等の取組を促進することが重要です。

このため、企業を対象とした啓発事業や男女共同参画を積極的に推進する事業者の顕彰など企業等への働きかけを進めるとともに、これから就職する大学生を対象にワーク・ライフ・バランスを実現しながらキャリア形成していくための意識形成促進の支援に取り組みます。

さらに、働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や再就職、創業のための支援等、女性の希望に応じた働き方の支援を行います。

推進にあたっては、国、県、企業、教育機関、関係団体、NPOなど、多様な主体による「岡山市女性活躍推進協議会」で情報交換・連携を行いながら、より効果的に女性活躍推進に向けた取組を進めます。

また、性別等を理由とする差別的扱いやパワハラなどの防止策を促進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

### ～「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」認証制度～

女性活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している市内企業を「岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所」として岡山市長が認証します。

#### \* 認証要件

- ① 推進リーダーを置いていること
- ② 関係法令が遵守され必要な措置が実施されていること
- ③ 育児・介護休業法を超える取組に加え、「女性活躍促進」及び「男女労働者の仕事と家庭の両立支援」に関する積極的な取組が行われていること

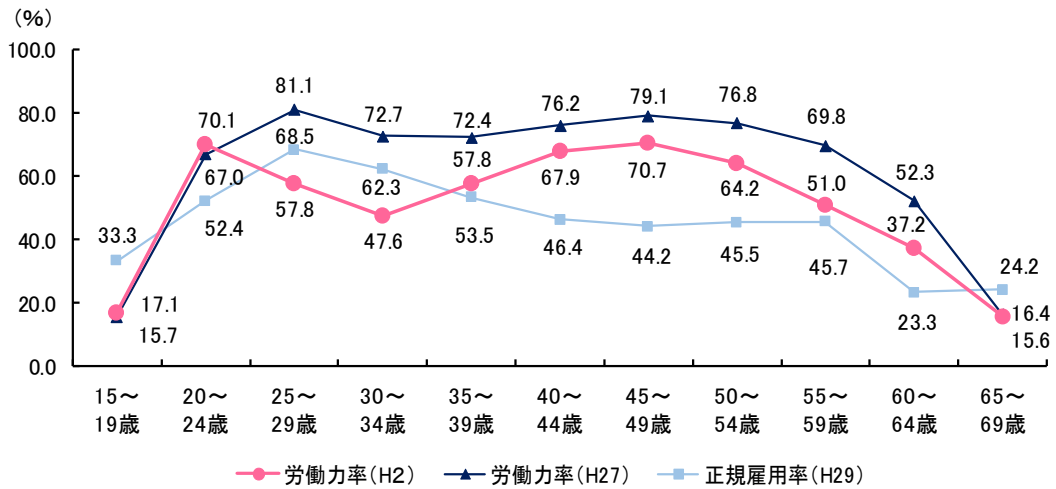
#### \* メリット

- ・ 岡山市のHP や就職面接会などで広くPRが可能
- ・ 岡山市の建設工事入札の格付等級決定時及び総合評価一般競争入札での加点
- ・ 岡山市包括協定締結金融機関による低金利融資制度の利用が可能 など



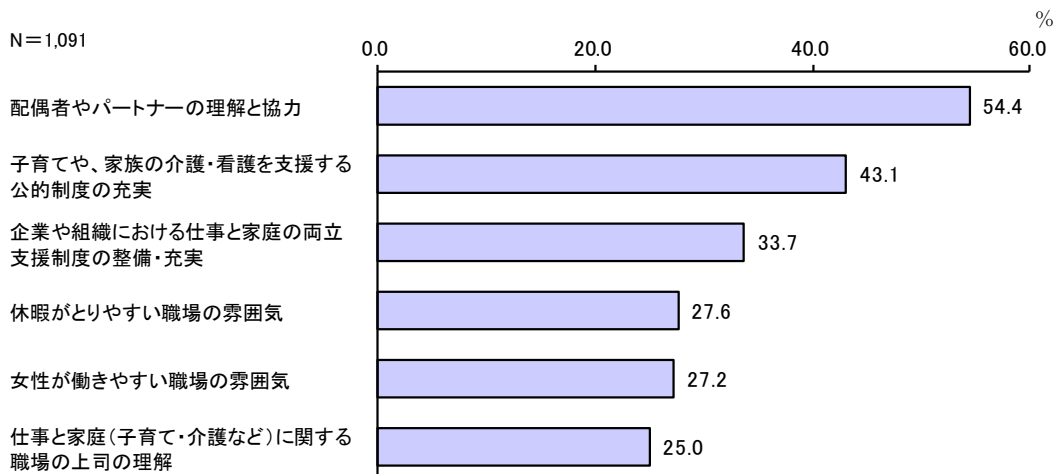
企業イメージアップに！人材確保に！

### 【女性の労働力率及び正規雇用率の推移（岡山市）】



資料：労働力率：国勢調査（H2、H27）  
 正規雇用率：総務省「就業構造基本調査」（H29）

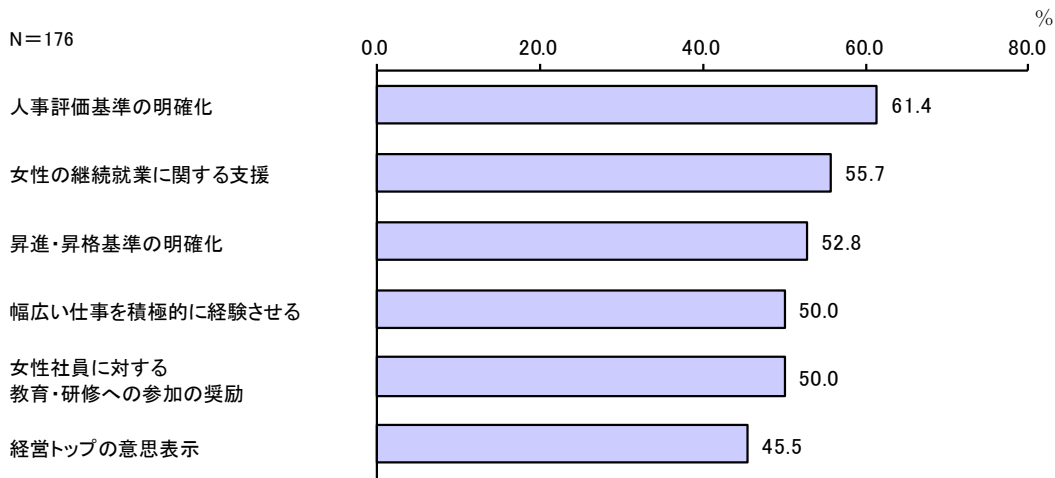
### 【女性が働き続けるために必要なこと（上位6項目）】



資料：岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果報告書（令和2年度）

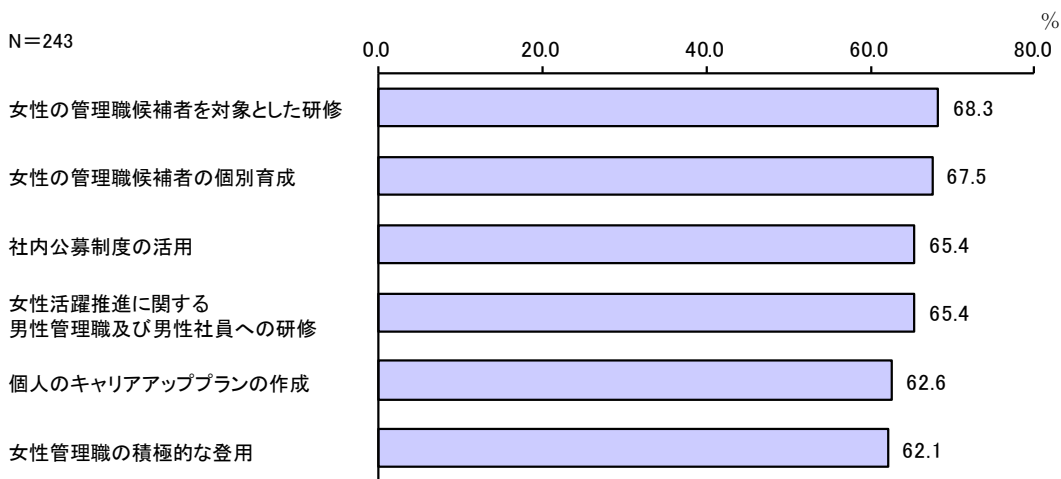


【市内企業の女性活躍推進に向けた取組について（現在取り組んでいる）（上位6項目）】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）

【市内企業の女性活躍推進に向けた取組について（今後取り組みたい）（上位6項目）】



資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）

【市内企業における管理職等の女性割合】

	役員の女性割合	課長相当職以上の女性割合	係長相当職以上の女性割合
令和3年度	18.4%	10.9%	15.6%
平成30年度	16.4%	7.7%	12.7%

資料：岡山市女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査報告書（令和3年度）

**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	31件 (R3.4.1)	70件 (R8.4.1)
市の実施する再就職支援講座受講者のうち就職に向けて活動した人の割合	66.7% (R2)	毎年 80%
市の実施する企業における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発講座等の受講者数	330人 (R2)	毎年 500人

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	女性管理職の登用やキャリア形成など女性活躍推進に向けた取組を行っている企業の割合	15.7% (R3)
職場におけるハラスメントへの対応度	職場でのハラスメント対策として、ハラスメントが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある企業の割合	相談体制：74.7% 対応マニュアル：21.8% (R3)

**施策の方向性と具体的施策**

(1) 女性の希望に応じた働き方の促進

具体的施策① キャリア形成への支援

管理職として必要なスキルや意識の向上を図る講座等を開催し、女性社員の管理職へのキャリア形成を支援します。また、大学生を対象にワーク・ライフ・バランスを実現しながら管理職として能力を発揮しようとする意識形成を支援します。

主な事業	担当課
女性のキャリア形成を支援する講座の開催	女性が輝くまちづくり推進課
大学生のためのキャリア形成応援事業	女性が輝くまちづくり推進課

具体的施策② 再就職への支援

結婚や育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。

主な事業	担当課
女性の再就職支援セミナーの開催	女性が輝くまちづくり推進課
マザーズハローワーク出張相談事業	産業振興・雇用推進課

### 具体的施策③ 創業への支援

意欲のある起業家を育成するため、女性の創業支援の充実を図ります。

主な事業	担当課
創業に向けての支援	産業政策課

### (2) 誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの促進

#### 具体的施策① 企業等における女性活躍促進に向けた啓発

女性活躍を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、成長戦略としての女性活躍の必要性について企業等への啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策② 企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信

女性活躍推進に積極的に取り組む企業等の顕彰を行うことで、中小企業を含めた地域全体に取組を広げ、意識の醸成を図ります。

主な事業	担当課
女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
企業の優れた取組を紹介する情報発信事業	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策③ 企業や関係機関、団体等の連携の強化

企業や教育機関、経済団体、NPO、国や県など多様な主体と連携し、女性活躍推進や働きやすい職場環境づくりを図ります。

主な事業	担当課
女性活躍推進協議会の開催及び運営	女性が輝くまちづくり推進課

#### 具体的施策④ 女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等や、男女雇用機会均等法等の法令について情報提供を行うとともに、企業等を対象とした講座や研修の機会を紹介するなど周知を図ります。

主な事業	担当課
企業等を対象とした講座等での広報	女性が輝くまちづくり推進課
労働局等関係機関と連携した法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課
公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催	人権推進課

#### (3) ハラスメント防止対策の推進

##### 具体的施策① 企業等のハラスメントの防止に向けた取組の促進

職場におけるハラスメント（セクハラ等）の防止対策を推進するため、企業等に対する啓発に努めるとともに、市役所や教育の場におけるハラスメント防止対策を進めます。

主な事業	担当課
企業等へのハラスメント研修・出前講座の実施	人権推進課
市職員に対するハラスメント相談の実施	給与課
市の管理職用のハラスメント防止マニュアルの活用	人事課
校園長会等での指導や教職員用のハラスメント防止啓発資料の活用	教職員課
労働局等関係機関と連携した関係法令等の周知	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

##### 具体的施策② 市民へのハラスメントの防止啓発

女性が安心して働けるよう、セクハラ・マタハラ<sup>\*1</sup>等のハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

主な事業	担当課
ハラスメント防止に関する啓発	女性が輝くまちづくり推進課、人権推進課
マタハラ等の相談窓口についての案内を「親子手帳」と一緒に配布	健康づくり課

\*1 マタハラ：マタニティハラスメントの略称。妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業等の申し出をしたことなどを理由として、解雇その他不利益な取扱いをする、精神的または肉体的な嫌がらせを行うなどの行為。

## 基本目標9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大

将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、様々な分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多様な視点からの意見を反映することが重要です。

本市では、附属機関として設置する審議会の委員は、男女いずれの性も委員総数の4割以上となるよう選任することをさんかく条例で定めています。

市の一般職員の女性の管理職割合は5年前と比較すると9.5%から15.0%に上がり、意思決定の場において、多様な視点から活発な議論がなされることにつながり、活力ある職場づくりが次第に進んできてはいますが、さらに、5年後には20.0%をめざして政策の決定過程における男女共同参画を進めていきます。

一方で、岡山市の企業等においては、課長相当職以上に占める女性の割合は伸びてきてはいるものの、まだ1割程度と低い状態であり、経営戦略の視点から女性活躍推進の啓発など、女性の能力発揮のための主体的な積極的取組を企業等に働きかけるとともに、働く女性自身の意識も含め、女性活躍推進に向けた社会全体の意識の醸成を図ります。

また、第4次さんかくプランの評価結果をみると、「単位町内会長の女性の割合」はほぼ横ばいで、「PTA会長の女性の割合」は着実に増加しているものの、いずれもまだ低く、地域の活動の方針決定に参画できる女性の割合を増やしていくことが必要です。

女性の参画が少ない地域活動や農林水産業など、様々な分野における方針決定の場への女性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした啓発や関係者等と連携した取組を進めます。

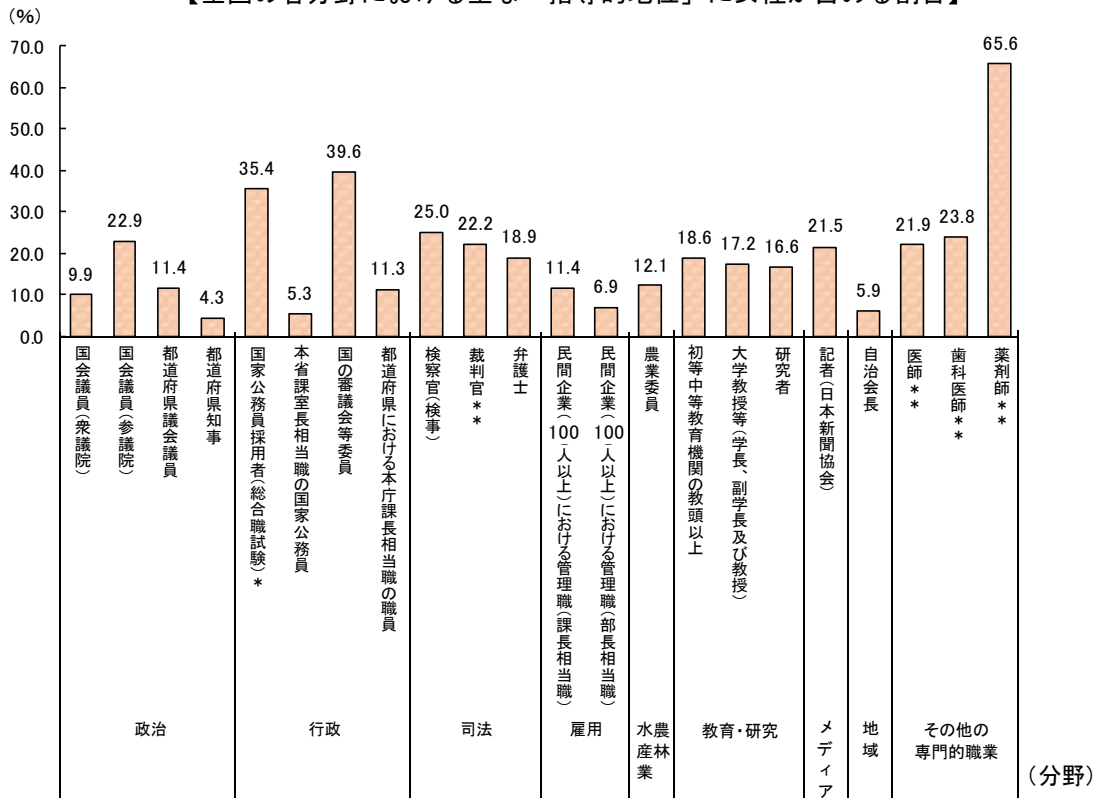
【岡山市の政策や方針決定過程への女性の参画状況】

単位：%

		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
市職員のうち課長級 (校長級)以上に占 める女性職員の割合	一般 職員	5.7	6.9	6.5	8.4	9.5	10.6	11.6	12.7	13.8	15.0
	学 校 教職員	-	-	-	-	-	22.7	22.7	17.2	18.0	21.1
市の審議会の女性委員の割 合		40.3	40.3	41.3	42.1	41.5	41.9	42.8	43.0	42.7	43.4
単位町内会長に占める女性 の割合		4.2	4.3	4.7	6.1	5.2	5.7	6.3	7.5	7.4	6.9
P T A会長に占める女性の 割合		4.0	8.7	11.1	11.1	9.5	9.5	15.9	15.9	23.0	26.2

資料：岡山市

【全国の各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合】



資料：「令和2年版 男女共同参画白書」

(内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より一部情報更新)  
 原則として平成31年/令和元年度値。ただし、\*は令和2年度値、\*\*は平成30年度値。  
 なお、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性が高いもの。

### ～政治分野における女性の参画拡大～

政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映させる観点から極めて重要です。しかしながら、日本では、有権者の51.7%が女性であるにもかかわらず、衆議院議員に占める女性の割合が10.2%、参議院議員に占める女性の割合が23.1%となっています(2021年8月現在)。他国の状況をみると、フランス39.5%、イギリス34.0%、ドイツ31.5%、アメリカ27.4%(2021年6月現在)となっており、日本の現状は国際的に見て非常に遅れたものとなっています。

日本で政治分野の女性参画が遅れている要因として、立候補や議員活動と家庭生活との両立困難や人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが指摘されています。

こうした中、2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、基本原則として男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を定め、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされました。女性議員割合が高い国では、性別を基準に女性又は両性の比率を割り当てるクォータ制を導入している国・地域もあります。

政治分野における男女共同参画を一層推進するため、2021年6月に法律が改正され、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応をはじめとする環境整備等の施策を強化するとともに、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策等にも自主的に取り組むよう努めるものとなっています。



**数値目標** (行政が事業を行ううえで目標とする数値)

数値目標	現状値	目標値
市内企業における管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	10.9% (R3)	15.0% (R7)
市職員のうち課長級（校長級）以上に占める女性職員の割合	一般職員：13.8% <sup>※</sup> (R2.4.1)	20.0% <sup>※</sup> (R8.4.1)
	学校教職員：18.0% <sup>※</sup> (R2.4.1 校長級)	

※【岡山市特定事業主行動計画(R3.4.1)】より

**成果指標** (男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安)

成果指標	定義	現状値
単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	6.9% (R3)
P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長に占める女性の割合	26.2% (R3)

**施策の方向性と具体的施策****(1) 行政分野における女性の登用と参画拡大****具体的施策① 審議会等における積極的改善措置**

市の附属機関\*<sup>1</sup>として設置されている審議会において、男女いずれの性の委員の数も、その委員総数の40%以上となるよう選任し、多様な意見を審議や調査に反映させます。また、附属機関以外の協議会等については、委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

主な事業	担当課
審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施	行政改革推進室、女性が輝くまちづくり推進課
さんかく条例に基づいた、審議会等における積極的改善措置の実施	女性が輝くまちづくり推進課、関係課

**具体的施策② 女性の市職員の管理職への登用**

積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

主な事業	担当課
女性職員の職域・職務の拡大	人事課
能力・実績主義に基づいた女性職員の管理職への登用	人事課、教職員課
キャリア形成支援研修の実施	人事課（人材育成室）

\* 1 附属機関：法律または条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査を行う機関。

## (2) 企業や各種団体等における女性の参画拡大

### 具体的施策① 企業等における女性の管理職等への登用の促進

女性活躍が進むことは、企業価値を高め業績の向上につながることを企業等に働きかけ、女性の管理職等への登用の促進を図ります。

主な事業	担当課
企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのシンポジウム等の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課
管理職を対象とした女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての講座の開催（再掲）	女性が輝くまちづくり推進課

### 具体的施策② 農林水産業における女性の参画促進

農業委員等への女性の登用を進めるとともに、関係機関と連携して、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。

主な事業	担当課
女性農業者団体への支援	農林水産課
家族経営協定* <sup>1</sup> 締結の啓発・支援	農林水産課
女性の認定農業者の育成	農林水産課
農業委員会活動への女性の参画	農業委員会事務局

### 具体的施策③ 自治組織、PTA等地域活動における女性の参画促進

自治組織、PTA等地域活動において、方針決定過程への女性の参画の促進に努めます。

主な事業	担当課
地域活動等の施策の中への男女共同参画意識の浸透の促進	市民協働企画総務課
自治組織等への方針決定過程への女性の参画の働きかけ	女性が輝くまちづくり推進課



\* 1 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。



## 參考資料

# 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日

市条例第34号

改正 平成23年3月16日市条例第17号

平成25年12月25日市条例第49号

平成31年3月19日市条例第20号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策（第9条—第20条）

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消（第21条—第27条）

第4章 推進体制（第28条—第34条）

第5章 補則（第35条）

### 附則

我が岡山市は、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に恵まれ、数多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風土や多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱した者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦した者など、それぞれの時代を切り開いた人々の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。岡山市においても男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を総合的に進めてきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントの根絶、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等、多くの課題がある。加えて、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消に取り組まなければならない。

社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、性別等にかかわらず、全ての人が、互いに個性を認め合い、その人権を尊重しなければならない。また、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別等にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績を礎にして、市、市民、自治組織及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、自治組織、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うこと（以下「男女共同参画」という。）が実現される社会をいう。
- (2) 性別 生物学的な性別及び社会文化的に形成された性別をいう。
- (3) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (4) 性的指向 どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。
- (5) 性別等 性別、性自認、性的指向等をいう。
- (6) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者及び法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。
- (7) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (8) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 全ての人が性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んぜられ、自分らしく輝くことができること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識が解消され、全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。
- (3) 家族を構成する全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。
- (4) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に性別等にかかわらず、全ての人が共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 全ての人が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。
- (6) 国際社会における取組と協調し、及び連携して行われること。
- (7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置及び性別等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国、県と連携し、男女共同参画施策を効果的に推進するとともに、市民、自治組織及び事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（自治組織の責務）

第5条の2 自治組織は、その地域活動において、方針決定過程における男女共同参画の推進を図る取組を行い、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 自治組織は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、性別等にかかわらず、全ての人が職場における活動に対等に参画する機会の確保を図るとともに、職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援する職場環境を整備し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育本来の目的を実現する過程において、性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮することを旨とする男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 性別による固定的な役割分担意識によらず、全ての人は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別等を理由とする差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者等への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、自治組織及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及び男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育（職場における学習を含む。）において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、性別による固定的な役割分担意識によらず、全ての人が、家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解及び取組を推進するため、年1回、男女共同参画推進週間を設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民、自治組織及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担意識、女性に対する暴力等並びに性別等を理由とする偏見及び差別を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないうような必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(本市における男女共同参画の推進)

第19条の2 市は、政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努めるとともに、職員の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援する環境づくりに努めるものとする。

(災害対応における男女共同参画)

第19条の3 市は、災害等への対応（防災対策を含む。）においては、男女共同参画の視点に立って実施するよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 市民、自治組織及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）を設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うとともに、法第3条第2項（法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例（昭和56年市条例第27号）に基づく福祉事務所

(2) 法第3条第1項（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター（以下「県相談支援センター」という。）

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員（売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。）は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者等からの第8条第3号に掲げる行為（以下「配偶者等からの暴力」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力を受けた後婚姻又は法第28条の2に規定する関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。）からの申出により、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。）の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者等からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条第1項各号（法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われなるとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われなるときその他の緊急一時保護を行うことが適当でないと認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1項第1号（法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者（市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。）からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。）に対して、市の施設において、法第5条（法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項（法第28条の2において準用する場合を含む。）の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者等からの暴力の発見者による通報等)



第25条 配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項（法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

（職務関係者の義務等）

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者（市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（暴力の防止及び被害者の保護の促進）

第27条 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

#### 第4章 推進体制

（推進体制の整備）

第28条 市は、市、市民、自治組織及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民、自治組織及び事業者が参加する全市的な推進組織として、岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」という。）の機能の育成、充実を図るものとする。

2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

（岡山市男女共同参画専門委員会の設置）

第29条 市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。
- （3） 第20条に規定する苦情の処理に関すること。
- （4） 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- （5） その他市長が必要と認める事項

（組織）

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

#### 第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続く任期の中途においては適用しない。

3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則 (平成23年市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成25年市条例第49号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成31年市条例第20号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

### 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

##### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。



四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は

援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項

並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

## 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）



第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

## 男女平等・男女共同参画に向けての国内外の動き（年表）

年 代	世 界	国	岡山市	
昭和 50 年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）」開催（於メキシコシティ）</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>・「婦人問題企画推進会議」開催</li> <li>・「女子教職員・看護婦・保母などの育児休業に関する法律」公布（昭和 51 年 4 月施行）</li> </ul>		
国連婦人の十年	昭和 51 年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連国際婦人の十年開始(1985 年まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民法」改正・施行(離婚時の婚氏統稱制度等)</li> </ul>	
	昭和 52 年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府婦人問題推進本部「国内行動計画」策定</li> <li>・「国立婦人教育会館」開館</li> </ul>	
	昭和 54 年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係課へ「国内行動計画」等を通知し積極的取組を要請</li> </ul>
	昭和 55 年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年中間年世界会議(第 2 回世界女性会議)」開催(於コペンハーゲン)</li> <li>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>・「民法」及び「家事審判法」の改正(配偶者の法定相続 1/3 から 1/2 に引上げ等)(昭和 56 年 1 月施行)</li> </ul>	
	昭和 56 年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>・「ILO 第 156 条約(男女労働者、特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)及び勧告(165 号)」を採択</li> </ul>		
	昭和 57 年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題総合窓口を民生局民生部婦人児童課に位置付ける</li> </ul>
	昭和 59 年 (1984)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国籍法」及び「戸籍法」の改正(父系血統主義から父母両系血統主義等)(昭和 60 年 1 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市婦人問題連絡会議」設置</li> </ul>
	昭和 60 年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年最終年世界会議(第 3 回世界女性会議)」開催(於ナイロビ)</li> <li>・西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(目標：平等・開発・平和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」公布(昭和 61 年 4 月施行)</li> <li>・「国民年金法」改正(サラリーマンの妻にも年金権確立等)(昭和 61 年 4 月施行)</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	
昭和 61 年 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市婦人問題連絡会議」に「啓発推進部会」設置</li> <li>・各種審議会等における女性委員の登用率目標値設定：平成 3 年度末 20%</li> </ul>	
昭和 62 年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>・労働基準法改正(週 40 時間制及び変形労働時間制拡大)(昭和 63 年 4 月施行)</li> </ul>		



年代	世界	国	岡山市
昭和 63 年 (1988)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市婦人問題対策推進会議」設置(「岡山市婦人問題連絡会議」の強化、再編成)</li> <li>・婦人児童課に婦人係新設</li> <li>・「婦人問題に関する市民意識・実態調査」実施</li> <li>・「岡山市婦人問題対策協議会」設置</li> </ul>
平成元年 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市婦人問題対策協議会」から「西暦 2000 年へ向けて男女共同社会をめざす行動計画策定への提言」を受ける</li> </ul>
平成 2 年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(ナイロビ将来戦略の実施ペースを早めることを目的)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年へ向けて男女共同社会をめざす岡山市行動計画」策定</li> <li>・男女共同社会をめざすシンボルマーク決定</li> <li>・「婦人児童課婦人係」を「女性児童課女性係」に名称変更</li> </ul>
平成 3 年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(テーマ：男女共同参画型社会の形成を目指す)</li> <li>・「育児休業法」公布(平成 4 年 4 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回「おかやま女性フェスティバル」開催 〈平成 8 年まで 5 回にわたり開催〉</li> <li>・おかやま女性情報誌「女性のひろば」創刊号発行</li> </ul>
平成 4 年 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回アジア女性会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房長官が婦人問題担当大臣に任命される</li> </ul>	
平成 5 年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界人権会議」開催(於ウィーン)</li> <li>・「ウィーン宣言及び行動計画」採択</li> <li>・女性に対する暴力撤廃宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布・施行</li> <li>・中学校の技術・家庭科を男女必修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市男女共同社会推進センター(仮称)設置検討委員会発足</li> <li>・第 1 期「岡山市女性大学」開講(平成 10 年まで 4 期にわたり開講)</li> <li>・「第 4 回女性問題全国都市会議」開催(於岡山市)</li> </ul>
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際人口・開発会議」開催(於カイロ)</li> <li>・国際家族年</li> <li>・アメリカ・韓国「女性に対する暴力防止法」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置(「男女共同参画社会」の用語に変更)</li> <li>・婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性人材データバンク」の作成</li> <li>・女性児童課を「総務局生活文化部女性政策課」と「保健福祉局福祉部家庭児童課」に分離設立</li> <li>・「女性問題に関する市民意識・実態調査」実施</li> <li>・「岡山市男女共同社会推進センター(仮称)設置について」の提言</li> </ul>
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 4 回世界女性会議」開催(於北京)</li> <li>・「北京宣言」及び「行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」を一部改正(介護休業制度の法制化)し、「育児・介護休業法」公布(一部平成 11 年 4 月施行)</li> <li>・「ILO 第 156 条約」の批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のための特別相談」開始</li> <li>・行動計画の内容の見直しを図るとともに「西暦 2000 年に向けて男女共同参画社会をめざす岡山市行動計画」と名称変更</li> <li>・仕事と育児両立支援特別援助事業(ファミリー・サポート・センター)開始</li> </ul>
平成 8 年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000)度までの国内行動計画-」策定</li> <li>・優生保護法を一部改正し、母体保護法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おかやま女性情報誌「女性のひろば」を男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「デュオ」に名称変更</li> </ul>

年代	世界	国	岡山市
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」諮問</li> <li>・「介護保険法」公布(平成 12 年 4 月施行)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正(募集・採用、配置・昇進についての差別の禁止等)(平成 11 年 4 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本女性会議'97 おかやま」開催(於岡山市)</li> </ul>
平成 10 年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市女性情報プラザ(愛称かがやきプラザ)」開設</li> <li>・「岡山市女性問題対策協議会」を「岡山市男女共同参画推進協議会」に「岡山市女性問題対策推進会議」を「岡山市男女共同参画推進本部」に名称変更</li> <li>・「岡山市女性議会」開催</li> </ul>
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市男女共同参画社会推進センター(仮称)開設準備会」設置</li> </ul>
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性 2000 年会議(第 5 回世界女性会議)」開催(於ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度実施</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市男女共同参画社会推進センター」“さんかく岡山”開設</li> <li>・「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更</li> <li>・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施</li> <li>・平成 12 年度「岡山市男女共同参画大学」(さんかくカレッジ)開講(以下毎年度開講)</li> </ul>
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府「男女共同参画局」設置、「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改正</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布(4 月)・施行(10 月)(一部平成 14 年 4 月施行)</li> <li>・「育児・介護休業法」改正(一部平成 14 年 4 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さんかくフェスタ」開催(平成 14 年まで 2 回開催)</li> <li>・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(さんかく条例)公布(6 月)、施行(10 月)(一部平成 14 年 4 月施行)</li> </ul>
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)策定</li> <li>・「岡山市男女共同参画専門委員会」設置</li> <li>・「岡山市男女共同参画相談支援センター」設置</li> <li>・岡山市男女共同参画推進週間(愛称「さんかくウイーク」)実施(以下毎年度実施)</li> </ul>
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」改正に向けた市民集会を開催し、参議院共生社会に関する調査会の DV 防止法の見直しに関するプロジェクトチーム座長南野知恵子氏に「DV防止法」の見直しに関する要望書を提出</li> </ul>

年代	世界	国	岡山市
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小学校男女平等教育指導の手引」作成</li> <li>・「岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例」公布・施行</li> <li>・「岡山市男女共同参画相談支援センター」で配偶者暴力支援センター業務開始</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合開催(於ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中学校男女平等教育指導の手引」作成</li> <li>・岡山市域が国連大学から「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点」(RCE)に認定される</li> <li>・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施</li> </ul>
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲の拡大等)(平成 19 年 4 月施行)</li> <li>・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催</li> </ul>	
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)(平成 20 年 1 月施行)</li> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正(パートタイム労働者の雇用環境の整備)(平成 20 年 4 月施行)</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(新さんかくプラン)策定(3月)</li> </ul>
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の公表の義務化等)(平成 21 年 4 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 11 回全国シェルターシンポジウム 2008 in おかやま」開催(後援)</li> <li>・「DV被害者支援等に関する調査」実施(平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月)</li> </ul>
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV相談ナビ」開設</li> <li>・男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入等)(平成 22 年 6 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかく岡山 10 周年記念事業実施</li> </ul>
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 54 回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合開催(於ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正</li> <li>・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(岡山市 DV 対策基本計画)策定</li> <li>・「DV 対策庁内ネットワーク会議」設置</li> <li>・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施</li> </ul>

年代	世界	国	岡山市
平成 23 年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）正式発足</li> <li>第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度大都市男女共同参画行政主管者会議開催</li> </ul>
平成 24 年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（第 3 次さんかくプラン）策定（3 月）</li> </ul>
平成 25 年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（7 月公布）及び同法に基づく基本方針の策定（12 月公布）</li> </ul>	
平成 26 年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> <li>「国際女性会議 WAW！2014」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画課」を「女性が輝くまちづくり推進課」に、「岡山市男女共同参画推進本部」を「岡山市女性が輝くまちづくり推進本部」に名称変更</li> <li>「岡山市女性が輝くまちづくり調査」実施</li> </ul>
平成 27 年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 59 回国連女性の地位委員会／「北京+20」記念会合開催（於ニューヨーク）</li> <li>「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を達成しすべての女性及び女児の能力強化を行う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立</li> <li>「第 4 次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「国際女性会議 WAW！2015」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施</li> </ul>
平成 28 年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際女性会議 WAW！2016」開催</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正（3 月公布／平成 29 年 1 月施行ほか）</li> <li>「育児・介護休業法」改正（3 月公布ほか／平成 29 年 1 月施行ほか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山市女性活躍推進協議会」設置</li> </ul>
平成 29 年 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際女性会議 WAW！2017」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（第 4 次さんかくプラン）策定（3 月）</li> <li>「女性活躍に関する商工会議所会員アンケート調査」実施</li> </ul>
平成 30 年 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年 5 月公布・施行）</li> <li>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（7 月公布／平成 31 年 4 月施行ほか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」実施</li> </ul>
平成 31 年 令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリサミット 5 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍・ハラスメント規制法」（6 月公布／令和元年 6 月施行ほか）</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（6 月公布／令和元年 6 月施行ほか）</li> <li>「国際女性会議 WAW！／W20」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」改正（4 月施行）</li> </ul>

年代	世界	国	岡山市
令和2年 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」改正（3月）</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施</li> <li>・「さんかく岡山20周年記念講演」開催</li> </ul>
令和3年 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和3年6月公布／施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」実施</li> </ul>
令和4年 (2022)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（第5次さんかくプラン）策定（3月）</li> </ul>

## 策定経過

令和3年	取 組	
4月27日	第5次さんかくプラン（以下「プラン」という）策定について専門委員会に諮問	
	第1回男女共同参画専門委員会	プランの位置付けや検討体制、スケジュールについて検討
4月28日	第1回岡山市女性活躍推進協議会	プラン策定について説明
5月26日	女性が輝くまちづくり推進本部会議	プラン策定に向けた課題について検討
6月4日	保健福祉・協働委員会	プラン策定について説明
7月15日	第2回男女共同参画専門委員会	プラン策定に向けた課題、プラン基本理念、体系（案）について審議
8月19日	第3回男女共同参画専門委員会	プラン体系（案）、数値目標・成果指標について審議
8月27日	保健福祉・協働委員会	プラン体系（案）について説明
9月11日	市民ワークショップ（さんかく岡山）	市民が重要と考える施策等について討議
9月19日	市民ワークショップ（さんかく岡山）	市民が重要と考える施策等について討議
9月26日	市民ワークショップ（さんかく岡山）	市民が重要と考える施策等について討議
9月28日	第2回岡山市女性活躍推進協議会	「女性活躍推進計画」（基本目標Ⅲ）について意見聴取
10月5日	第4回男女共同参画専門委員会	プラン素案について審議 市民ワークショップの開催報告
11月8日	第5回男女共同参画専門委員会	プラン素案について審議
11月15日	岡山市連合町内会 第2回男女共同参画専門委員会	プラン素案について意見聴取
11月26日	保健福祉・協働委員会	プラン素案について説明
11月29日	パブリックコメント	プラン素案について意見募集（12月28日まで）
令和4年	取 組	
1月21日	第6回男女共同参画専門委員会	プラン答申（案）について審議
2月2日	プラン策定について専門委員会から答申	
2月7日	第3回岡山市女性活躍推進協議会	プラン（案）について説明
2月16日	保健福祉・協働委員会	プラン（案）について説明

## 岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿

氏 名	現 職 等
貝原 己代子	NPO法人さんかくナビ理事長
栢野 万里恵	弁護士
岸 美緒	公募委員
杉本 慧子	公募委員
◎ 高田 美紀子	岡山商工会議所女性会会長
中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科教授
○ 濱西 栄司	ノートルダム清心女子大学文学部現代社会学科准教授
藤田 学	公募委員
松井 圭三	中国短期大学保育学科・専攻科介護福祉専攻教授
光岡 亜希子	NPO法人マザーリーフ事務局長

◎委員長    ○副委員長    （50音順）

# 第5次さんかくプラン

(岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画)

令和4年度～8年度

岡山市 市民協働局 市民協働部 女性が輝くまちづくり推進課

令和4年3月発行

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086-803-1115 FAX 086-803-1845

URL : <http://www.city.okayama.jp/shimin/danjo/index.html>

第5次  
さんかく  
プラン

